

わが国防衛政策の現状と今後

自分の国は自分で守ろう



全国防衛協会連合会

はじめに

全国防衛協会連合会は、かつて調査研究として「日本の防衛Q&Aよくわかる国の守り」を取り纏め、会員を中心に参考資料として配布したところではありますが、その後10年近くが経過し、近年の内外情勢の変化、特にわが国周辺における安全保障環境の厳しさを受け、わが国防衛政策にも大きな変化が生じています。

こうしたことから、改めてこれまでの防衛政策と防衛力の変遷、自衛隊の任務・活動の拡大に触れるとともに、わが国防衛力の現状と防衛政策の変化並びに日米安全保障体制の充実・強化の状況、またそれらに示された今後の防衛力の方向について、できる限り解り易く説明し、会員の皆さん方の理解に供しようとするものであります。

目 次

1 わが国を取り巻く安全保障環境

- (1) アジア太平洋地域の安全保障環境
- (2) 中国のわが国周辺空域・海域における最近の活動
- (3) 北朝鮮の核開発と弾道ミサイルの脅威

2 防衛政策と防衛力整備の変遷

- (1) 国防の基本方針（昭和32年5月 国防会議及び閣議決定）
- (2) 第1次防衛力整備計画（1次防）～第4次防衛力整備計画（4次防）の策定
- (3) 防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画
- (4) 自衛隊の任務・活動の拡大と有事法制等の整備による運用面の改善

3 防衛力の現状と防衛政策の変化

- (1) 「国家安全保障戦略」の策定
- (2) 「25防衛計画の大綱」（25大綱）、「25中期防衛力整備計画」（25中期）の策定
- (3) 平和安全法制の整備

4 日米安全保障体制の充実・強化

- (1) 日米安全保障体制の意義
- (2) 「日米防衛協力のための指針」とその実効性を確保するための施策

5 今後の防衛力の方向

参考資料 1 : 「国の存立を全うし、国を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月閣議決定）の概要

参考資料 2 : 「平和安全法制」の主要事項の概要

(作成：平成28年6月現在)

表紙写真：(ふじと桜)我孫子市遠藤君子氏、(装備品) 防衛省HP

1 わが国を取り巻く安全保障環境

(1) アジア太平洋地域の安全保障環境

アジア太平洋地域では、中国などの国力の増大及び米国軍事力の相対的低下にともなう様々な変化がみられるとともに、域内各国間の具体的かつ実践的な連携・協力関係の充実・強化が図られてきております。また、海洋における不測の事態を回避・防止するための取組も進展しつつありますが、依然として領土問題や統一問題といった問題も残されております。

北朝鮮は、軍事を重視する体制をとり、大規模な軍事力を展開しています。また、核兵器をはじめとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・配備、移転・拡散を進行させるとともに、こうした軍事能力を引き続き維持・強化しています。

中国は、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化するとともに、その一環として、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力を強化しております。また、統合運用体制の構築や実戦的訓練の強化にも取り組んでいるとみられます。

一方、ロシアは、経済発展を背景に、軍の即応態勢の強化や新型装備の開発・導入を推進すると同時に、核戦力を引き続き重視しております。引き続き国防費を増大させ、軍の近代化を継続しているほか、最近では、アジア太平洋地域のみならず、北極圏、欧州、米本土周辺などにおいても軍の活動を活発化させ、その活動領域を拡大する傾向がみられます。

以上のように、一層厳しさを増す安全保障環境にあるアジア太平洋地域においては、その安定のため、米軍のプレゼンスは依然として非常に重要であり、わが国、オーストラリア、韓国などの各国が、米国との二国間、又は多国間の同盟・友好関係を構築し、米軍のさらなるプレゼンスの強化に向けた動きなどがみられます。

わが国周辺における主な兵力の状況

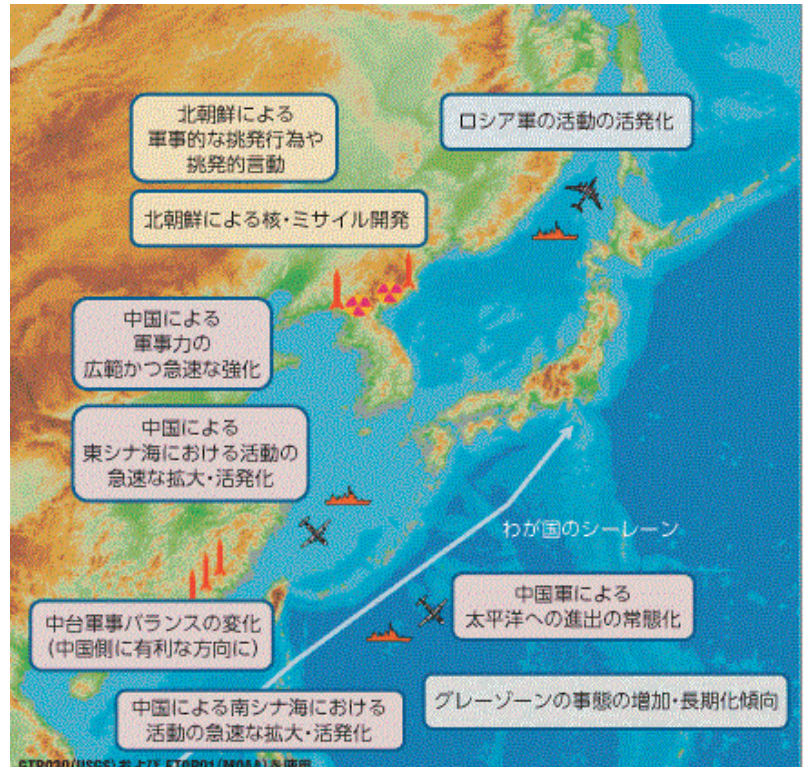


平成27年夏横須賀に展開した米海軍イージス駆逐艦ベンフォールド(米海軍HP) ↑

最近のわが国周辺での安全保障関連事象



↑ 沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋へ進出したY-9情報収集機(平成26年12月)



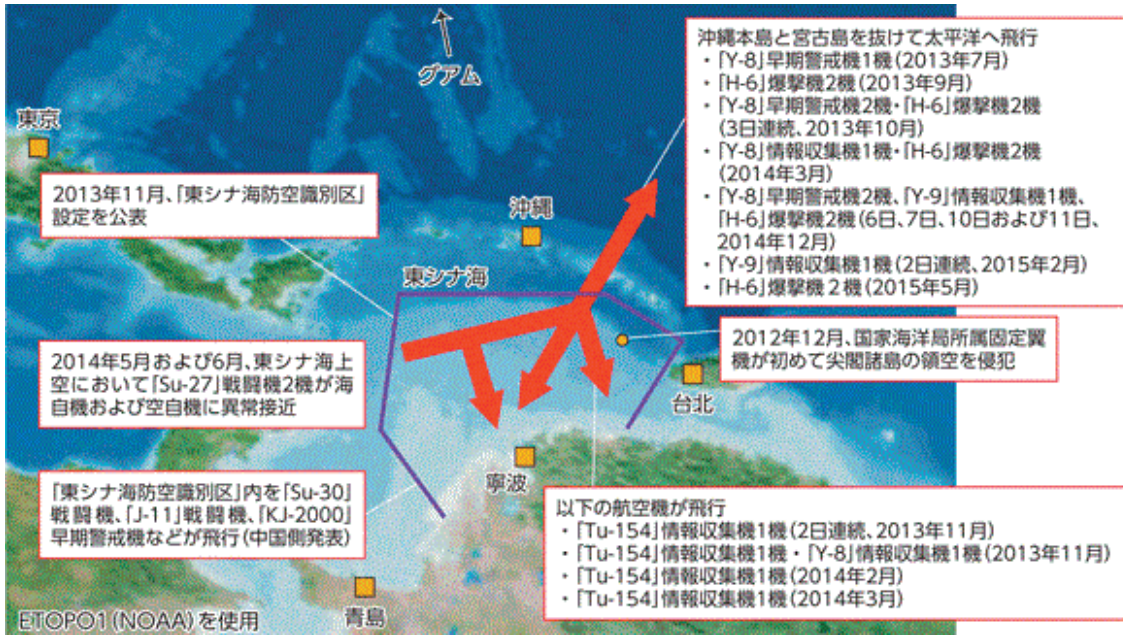
(2) 中国のわが国周辺空域・海域における最近の活動

中国は、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化してきております。また、その一環として、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力、いわゆる「アクセス（接近）阻止／エリア（領域）拒否」を強化するとともに、統合運用体制の構築や実戦的訓練の強化にも取り組んでいるとみられます。また、中国は、軍事力の強化の目的や目標を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する意思決定プロセスの透明性も十分確保されていない状況にあります。

更に、東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいて活動を急速に拡大・活発化させており、特に、海洋における利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続させ、自らの一方的な主張を妥協なく実現しようとする姿勢を示しています。

わが国周辺海空域においては、公船によるわが国領海への断続的な侵入のほか、海軍艦艇による海自護衛艦に対する火器管制レーダーの照射や戦闘機による自衛隊機への異常な接近、独自の主張に基づく「東シナ海防空識別区」の設定といった公海上空における飛行の自由を妨げるような動きを含む、不測の事態を招きかねない危険な行為に及んでいる状況にあります。

わが国周辺空域における最近の中国の活動(航跡はイメージ)

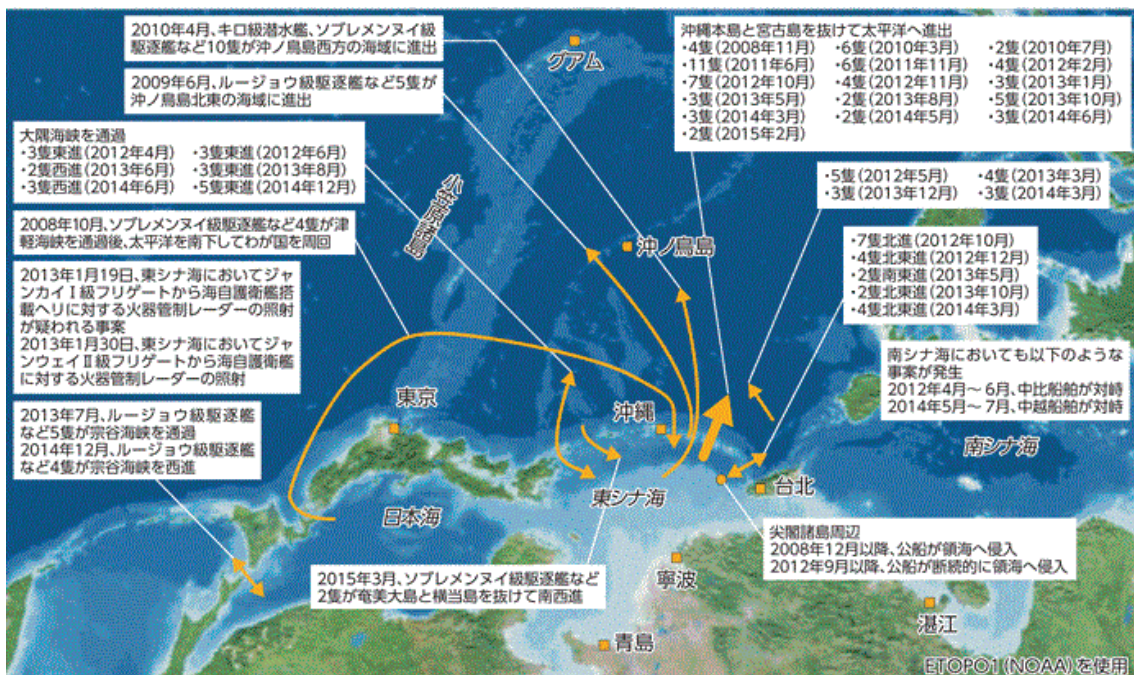


異常接近を行ったSu-27戦闘機



奄美大島と横当島を南西進したミサイル駆逐艦

わが国周辺海域における最近の中国の活動(航跡はイメージ)



(3) 北朝鮮の核開発と弾道ミサイルの脅威

北朝鮮は、従来から「先軍政治」という政治方式のもと、軍事を重視する体制をとり、大規模な軍事力をDMZ（非武装地帯）付近に展開しています。

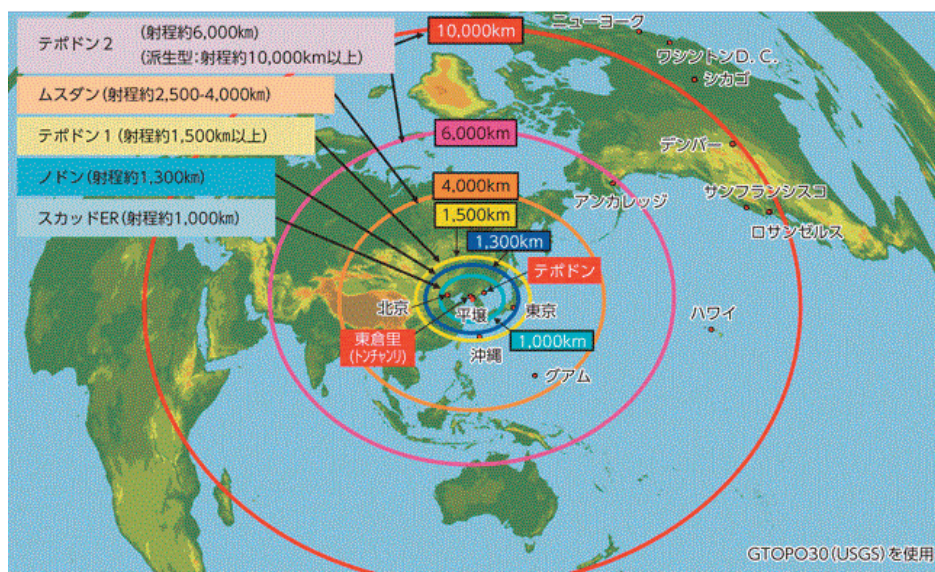
また、核兵器をはじめとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・配備、移転・拡散を進行させるとともに、大規模な特殊部隊を保持するなどの軍事能力を引き続き維持・強化しております。

特に、北朝鮮の弾道ミサイル開発は、累次にわたるミサイルの発射による技術の進展により、新たな段階に入ったと考えられるほか、昨今は弾道ミサイルの研究開発だけでなく、奇襲攻撃を含む運用能力の向上を企図した動きも活発化してきております。

また、北朝鮮による核開発については、朝鮮半島の非核化を目標とする六者会合が2008（平成20）年末以降中断しているほか、国際社会からの自制要求を顧みず核実験を実施しており、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できません。また、時間の経過とともに、わが国が射程内に入る核弾頭搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していくものと考えられます。更に、高濃縮ウランを用いた核兵器開発も推進している可能性があります。

更に、北朝鮮は、わが国を含む関係国に対する挑発的言動を繰り返し、特に2013（同25）年には、わが国の具体的な都市名をあげて弾道ミサイルの打撃圏内にあることを強調するなど北朝鮮の軍事動向は、わが国はもとより、地域・国際社会の安全保障にとっても重大な不安定要因となっており、わが国として今後も強い関心を持って注視していく必要があります。

北朝鮮の弾道ミサイルの射程



2 防衛政策と防衛力整備の変遷

(1) 国防の基本方針（昭和32年5月 国防会議及び閣議決定）

戦後、朝鮮戦争の勃発を背景に警察予備隊が発足、その後、保安隊を経て昭和29年9月、陸・海・空自衛隊が創設されました。そして、国防に関する重要事項を審議する機関として内閣に国防会議が設置され、わが国の国防諸施策の基本をなすものとして「国防の基本方針」が策定されました。

(国防の基本方針)

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある。

この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において 効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

同方針を受けて、これまでわが国は憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ節度ある防衛力を自主的に整備してきました。

(2) 第1次防衛力整備計画（1次防）～第4次防衛力整備計画（4次防）の策定

- ① 1次防は、「国防の基本方針」に従い防衛力を整備するため、さしあたり昭和33年度～35年度までの整備計画として、当時急速に撤退しつつあった米地上軍の縮小に伴い、装備品の大部分は米国からの供与を予定し、陸・海・空防衛力について、ともかく一応の体制を作り上げること、即ち骨幹防衛力を整備することを主眼に策定されました。
- ② 昭和36年度は単年度計画として事業が進められましたが、2次防は昭和37年度～41年度までの5か年計画として、はじめて防衛力整備の目標とする事態を「通常兵器による局地戦以下の侵略自体に有効に対処する」ことと決めました。

そして、このための防衛力の基盤を確保するため、骨幹防衛力の内容充実と科学技術の進歩に即応して対空誘導弾の導入等精鋭部隊建設の基礎を培い、防衛力の向上が図られることとなりました。

- ③ 3次防は昭和42年度から46年度までの5か年計画として、「通常兵器による局地戦以下の侵略に対して最も有効に対応し得る効率的な防衛力」を目標として策定されました。このため各自衛隊の内容の充実・強化、隊員の士気の高揚、精鋭部隊の建設、更には技術研究開発推進による装備の近代化と国内技術水準の向上に寄与するとともに、装備の適切な国産化を行い、防衛基盤の培養に資することなどが推進されることとなりました。
- ④ 4次防は昭和47年度から51年度までの5か年計画として、3次防の考え方を継承して策定されました。そして、沖縄の施政権返還に伴う同地域の防衛を配慮したほか、特に老朽装備の近代化による更新、3次防と同様の調達ペースによる装備の充実、周辺海域防衛能力及び重要地域防空能力の強化並びに各種機動力の増強を重視するとともに、民生協力活動の積極的实施等が図られることとなりました。

(3) 防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画

4次防が昭和51年度をもって終了するのにあたり、52年度以降のいわゆるポスト4次防として策定されたのが、昭和52年度以降にかかる「防衛計画の大綱」（昭和51年10月国防会議、閣議決定）といわれるものです。同大綱は基本的な内外情勢が大きく変化しない限り、今後のわが国の防衛力整備、維持、運用の基本的指針になるものとして策定されました。

同大綱は、それまでの4次防までの考え方と大きく異なり、脅威の量だけを考慮して防衛力の「規模」を算定するのではなく、いわば平時の防衛力の在り方を主眼として組織上も配備上も隙がなく、かつ均衡のとれた態勢を保有し、平時における十分な警戒態勢を取り得るものという観点から防衛力の規模を追及した「基盤的防衛力構想」を採用しているのが特徴であり、これによりわが国が目標とする防衛力の規模を始めて具体的に明示することとなりました。そして、この基盤的防衛力構想により導き出されたわが国防衛力の目標は規模的には、次表に示すように4次防完成時勢力とほぼ同程度になっています。(注)

同構想は、国際情勢の基調は東西間の全面的衝突、それにつながる大規模な紛争が生起する可能性は少ない、わが国周辺地域においては、中ソ対立の継続、米中関係の一定の改善等により直接軍事力を行使して現状変更を図る試みは、4次防策定当時に比してさらに困難になっているとの認識の下に、防衛力の在り方として、防衛上必要な各種の機能や体制を具備するとともに、「限定的かつ小規模な侵略」までに有効に対応し得るものを目標として定めています。そして、その前提としている情勢が崩れた場合には、それに見合った防衛力に拡充、強化するという考え方に立っています。

当時、同構想は脱脅威論であり、防衛力の規模は、本来、従来から一貫した手法である周辺諸国の軍事的脅威から導き出すべきものであるとの批判を招きましたが、同構想では、保有すべき防衛力の「質」そのものについては、脅威に対応するものでなければならないとされています。そうでなければ侵略の未然防止も排除も不可能になり、そもそも防衛力を保有する目的自体が果たせないことになるからです。その意味では文字通り脱脅威論ではないといえます。

同構想採用に至った背景について見ますと、①それまでの1次～4次の防衛力整備計画の実施によりわが国の防衛力は逐次整備が図られてきましたが、経費的には、2次防から3次防、更には4次防へとおおむね倍々になっていたことから、わが国の防衛力は、いったいどこまで大きくなるのか、また、これまでの計画はややもすると戦車、艦艇、航空機等装備の取得計画でしかなく、その前提となる考え方やわが国防衛の在り方を示していない、といった声にこたえる必要がありました。

一方、②昭和49年に生じた石油危機を契機として、わが国はそれまでの高度経済成長からの軌道修正が求められており、今後、防衛関係費を大幅に伸ばすことは困難と見込まれる経済財政上の制約、既に政府計画として閣議決定されていた4次防計画ですら大幅な未達成が生じる等、自衛隊の現状は「通常兵器による局地戦以下の侵略に対して最も有効に対応し得る効率的な」防衛力とは程遠く、いつまで経っても所要の防衛体制に達しないといった状況にあり、こうした制約を踏まえて、実現可能性のある防衛体制を確立しようとしたものといえます。

(注) 各自衛隊が維持すべき体制、規模についての考え方の一例を具体的に示しますと、

- ①陸上自衛隊については、山脈、河川、海峡といったわが国の地理的特性等に従い、北海道は、道北、道東、道央の3区画、東北は北部、南部の2区画といったように、全国を見ると全14区画となり、そこに平時地域配備する部隊として、陸の基幹部隊たる12個の師団、2個の混成団を配備、その他、機動的に運用する部隊として機甲師団、空挺団等各1個戦術単位を有する必要がある等々としています。
- ②海上自衛隊については、海上において機動的に運用する部隊である護衛隊群を、常時少なくとも1個、高練度即応の体制で維持する必要があるとし、そのためには、艦艇の修理期間、隊員の訓練期間等を考慮して4個群が必要としています。また、固定翼対潜哨戒機部隊は太平洋側約300カイリ、日本海側約100～200カイリの周辺海域を一日一回は哨戒し得ること等のための所要、その他、沿岸海域の警戒・防備を行うための地方隊の艦艇部隊、潜水艦部隊、回転翼機部隊等々、同様の考え方からその所要を導き出しています。

③航空自衛隊については、わが国周辺のほぼ全空域を常続的に監視できる警戒監視部隊が必要になることから、全国28か所に地上レーダサイトを配備、領空侵犯及び航空侵攻に適時適切な対応が常続的にとれるよう地形、戦闘機の行動半径から全国6個区域に各2個飛行隊、パイロットの機種転換教育用1個飛行隊の計13個飛行隊を必要としています。その他、政治・経済、防衛上の重要地域に高空域防空用地対空誘導弾部隊、早期警戒飛行隊等々、同様の考え方からその所要を導きだしています。

基盤的防衛力と4次防完成時勢力との比較

区分		基盤的防衛力	4次防実績(見込)	
陸上自衛隊	自衛官定数	18万人	18万人	
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	12個師団 2個混成団	12個師団 1個混成団
		機動運用部隊	1個機甲師団	1個機械化師団
			1個特科団	1個戦車団
			1個特科団	1個特科団
			1個空挺団	1個空挺団
1個教導団 1個ヘリコプター団	1個教導団 1個ヘリコプター団			
低空域防空用地対空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群		
海上自衛隊	基幹部隊	対潜水上艦艇部隊(機動運用)	4個護衛隊群	4個護衛隊群
		対潜水上艦艇部隊(地方隊)	10個隊	10個隊
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊
		掃海部隊	2個掃海群	2個掃海群
	主要装備	陸上対潜機部隊	16個隊	17個隊
		対潜水上艦艇	約60隻	約61隻
航空自衛隊	基幹部隊	潜水艦	16隻	14隻
		作戦用航空機	約220機	約210機
		航空警戒管制部隊	28個警戒群	28個警戒群
		要撃戦闘機部隊	10個飛行隊	10個飛行隊
		支援戦闘機部隊	3個飛行隊	3個飛行隊
	主要装備	航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊
航空輸送部隊		3個飛行隊	3個飛行隊	
警戒飛行部隊	警戒飛行部隊	1個飛行隊		
	高空域防空用地対空誘導弾部隊	6個高射群	5個高射群及び1個高射群準備	
主要装備	作戦用航空機	約430機	約490機	

同大綱の下での防衛力整備は、政府としてはそれまでのような一定期間を限ったの第何次防衛力整備計画を作成するという方法は採らずに、年々必要な決定を行うという単年度方式が採られることとなりました。

しかし、その後、防衛庁限りの内部見積りであった「中期業務見積り」(対象期間 昭和61年度～65年度)作成の過程で、より適切な文民統制を確保する見地からやはり政府の責任において中期的な整備の方向を示すことが望ましいとの判断から、同見積りはその後政府内の調整・検討を経て「中期防衛力整備計画」として昭和60年、国防会議、閣議決定されることとなりました。

爾来、必要に応じて3年後に実施する見直しを含めた「中期防衛力整備計画」が政府計画として策定され、今日に至っております。同時に大綱自身も、その後、安全保障環境の変化を受けて防衛力に求められる役割にも変化が生じてくることから、次に示すように数次に亘る見直し策定が行われております。

防衛大綱別表の変遷

区分		51大綱	07大綱	16大綱	22大綱	25大綱	
陸上自衛隊	編成定数	18万人	16万人	15万5千人	15万4千人	15万9千人	
	常備自衛官定員		14万5千人	14万8千人	14万7千人	15万1千人	
	即応予備自衛官員数		1万5千人	7千人	7千人	8千人	
	基幹部隊	平素(平時)地域配備する部隊(注4)	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	5個師団 2個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 中央即応集団	中央即応集団 1個機甲師団	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地对艦誘導弾部隊					5個地对艦ミサイル連隊
地对空誘導弾部隊		8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊	
主要装備	戦車(注3) 火砲(主要特科装備)(注3)	(約1,200両) (約1,000門/両)	約900両 (約900門/両)	約600両 (約600門/両)	約400両 約400門/両	(約300両) (約300門/両)	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊			4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊	4個護衛隊群(8個護衛隊) 6個護衛隊	
		機動運用 地域配備	4個護衛隊群 (地方隊)10個隊	4個護衛隊群 (地方隊)7個隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊		
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	6個潜水隊	6個潜水隊
掃海部隊		2個掃海隊群 (陸上)16個隊	1個掃海隊群 (陸上)13個隊	1個掃海隊群 9個隊	1個掃海隊群 9個航空隊	1個掃海隊群 9個航空隊	
主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約60隻 16隻 約220機	約50隻 16隻 約170機	47隻 16隻 約150機	48隻 22隻 約150機	54隻 22隻 約170機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	28個警戒隊 1個警戒航空隊(3個飛行隊)
		戦闘機部隊			12個飛行隊	12個飛行隊	13個飛行隊
		要撃戦闘機部隊	10個飛行隊	9個飛行隊			
		支援戦闘機部隊	3個飛行隊	3個飛行隊			
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
		空中給油・輸送部隊			1個飛行隊	1個飛行隊	2個飛行隊
	航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	
地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群		
主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約430機 (注3)(約350機)	約400機 約300機	約350機 約260機	約340機 約260機	約360機 約280機	
弾道ミサイル 防衛にも使用 し得る主要装 備・基幹部隊 (注1)	イージス・システム搭載護衛艦			4隻	(注2)6隻	8隻	
	航空警戒管制部隊			7個警戒群 4個警戒隊	11個警戒群/隊		
	地对空誘導弾部隊			3個高射群	6個高射群		

(注1) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は16大綱、22大綱については海上自衛隊の主要装備または航空自衛隊の基幹部隊の内数であり、25大綱については護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊および地对空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

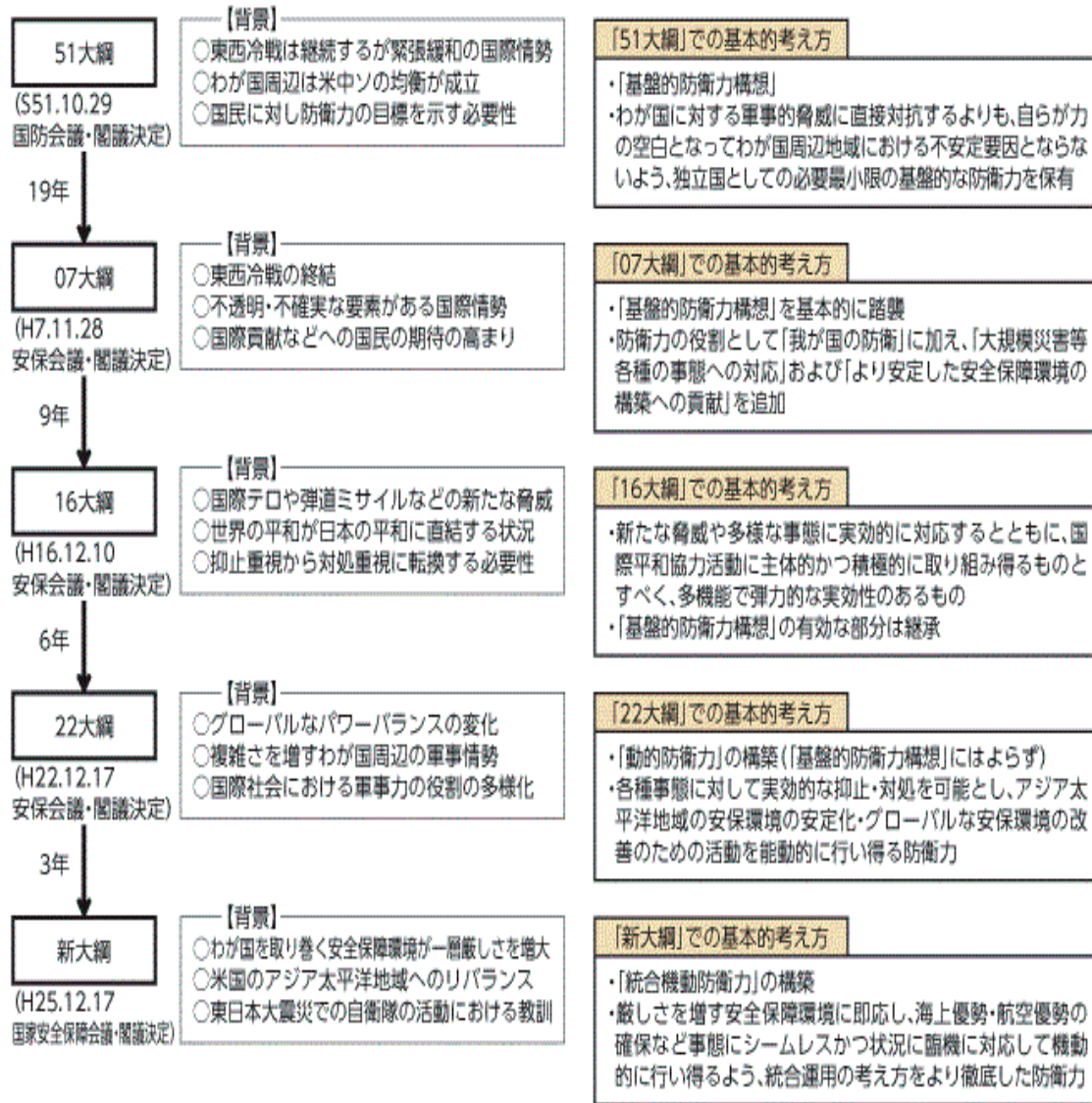
(注2) 弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

(注3) 51大綱および25大綱別表に記載はないものの、07～22大綱別表との比較上記載

(注4) 25大綱においては「地域配備部隊」とされている部隊

注:25大綱については次項で触れるが読者の理解に供しやすいように対比掲上した。

大綱の見直し策定と防衛力の役割の変化



(4) 自衛隊の任務・活動の拡大と有事法制等の整備による運用面の改善

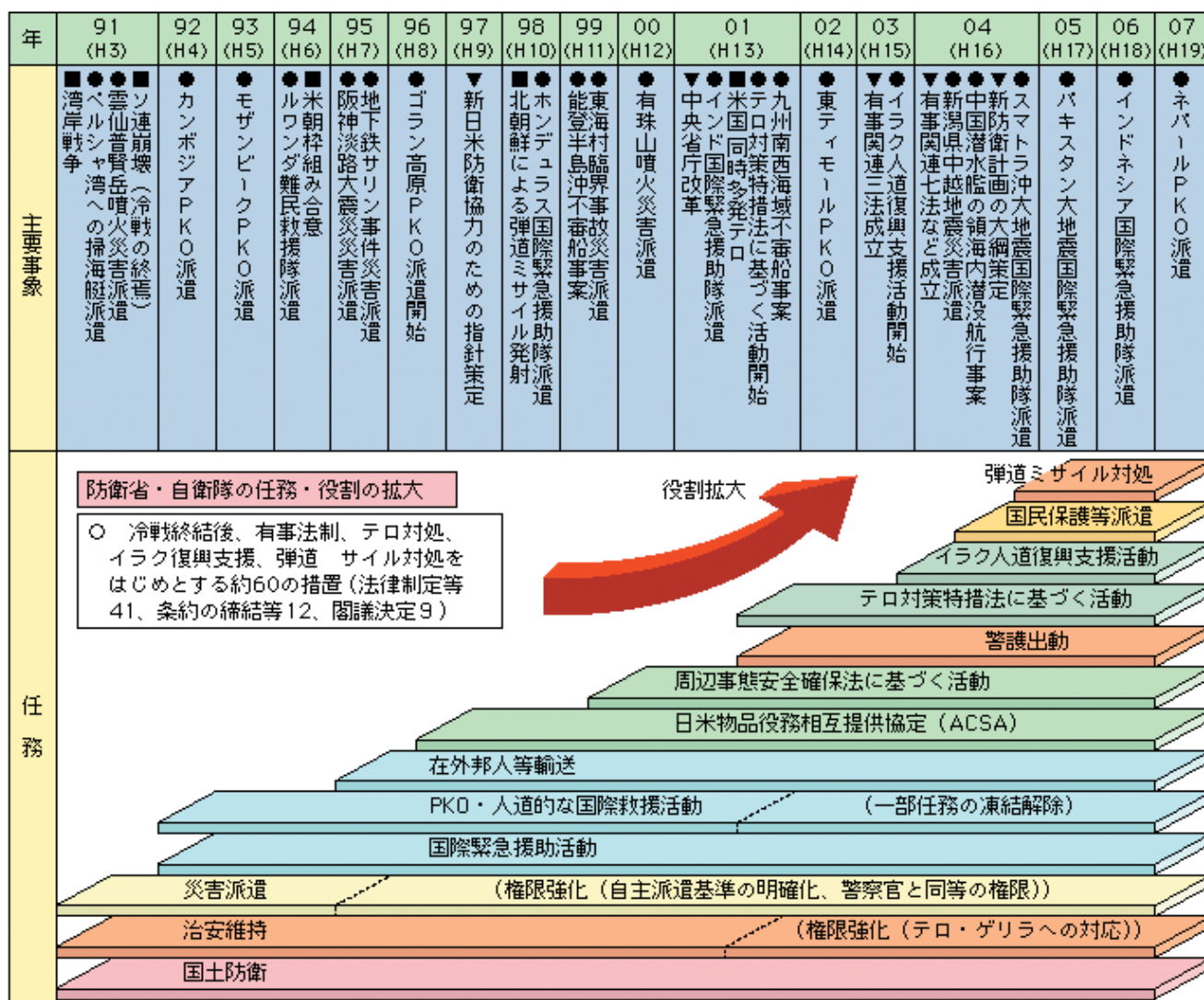
ア 自衛隊の任務・活動の拡大

1989（平成元）年、冷戦の象徴であるベルリンの壁が崩壊し、戦後長く続いた世界の安全保障の枠組み、国際的秩序の基本的な枠組みであった東西対峙の構造に大きな変化が生じました。これは東西両陣営のリーダーである米ソの力が相対的に低下してきたことに起因しているといえますが、この冷戦構造の終結により世界規模での大規模な武力紛争が生起する可能性は遠のいたといえます。しかし、同時に一方において、重しがなくなり、この枠組みに代わる安定した枠組みもないまま多極化現象を生み、不安定さを増大させる結果となりました。冷戦構造にはかつて種々批判もありましたが、戦後40年間極めて安定的に機能してきたとも云えます。それまで各国は、それぞれ東側あるいは西側陣営のいずれかに属し、リーダーである超大国米ソの下で安定を維持してきましたが、終結後は一気に地域紛争、民族紛争、テロ等が噴出してきました。このため、今度は各国自らがそれぞれ周辺地域の平和と安定を維持確保するため努力をあらわなければならない時代になってきたといえます。

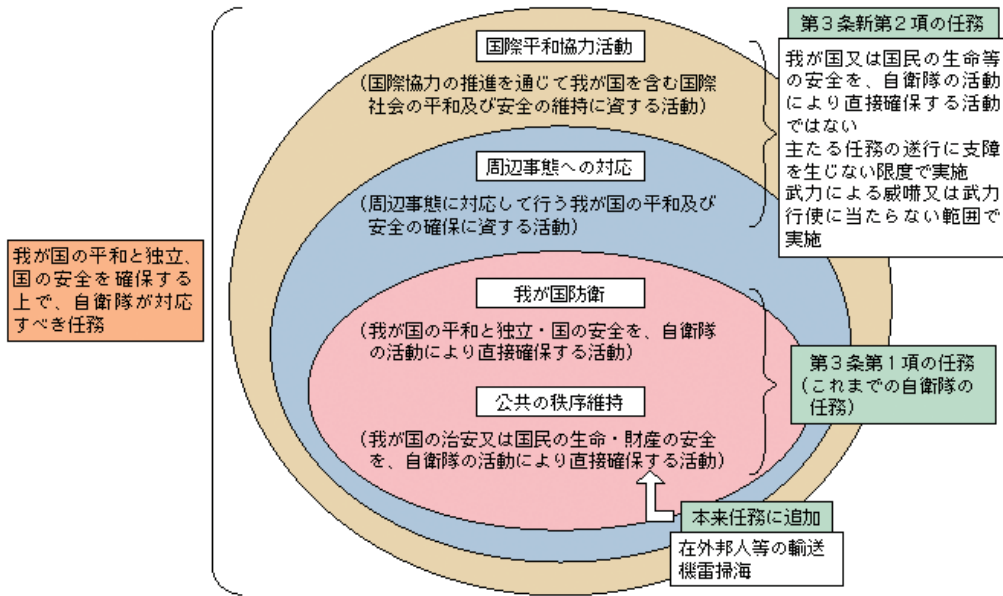
こうした背景の下に、1991（平成3）年、湾岸戦争が勃発し、わが国は掃海艇の派遣等を行うとともに、翌年、「国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）を制定しました。以降、同法律等に基づき、次表に見るように自衛隊の任務・活動は逐次拡大し、その実績は国際社会から高い評価を得て、今日に至っております。この国際平和維持活動は、従来、自衛隊の本来任務（わが国に対する武力攻撃に対しわが国を防衛すること、及び必要に応じて行う治安出動、海上における警備行動、対領空侵犯措置、災害派遣等公共の秩序維持にあたる行動等）ではなく、本来任務に支障のない範囲で、有する人的・物的組織力を活用するという、いわば付随的任務として位置づけ実施されてきました。

しかし、わが国の平和と安全をより確固たるものとするためには、国際社会の平和と安定が必要であることはいうまでもありません。そのために実施する国際平和協力活動は、やはり防衛力の役割の一つとして主体的・積極的に取り組む必要があると同時に、そのための体制を整える必要があるとして、平成18年、同活動、国際緊急援助活動、周辺事態法に基づく活動、機雷の除去及び在外邦人等の輸送等が本来任務と位置付けられました。（この改正は防衛庁の省への移行を定めた「防衛庁設置法等の一部改正案」の中で可決・成立）

拡大する防衛省・自衛隊の活動など

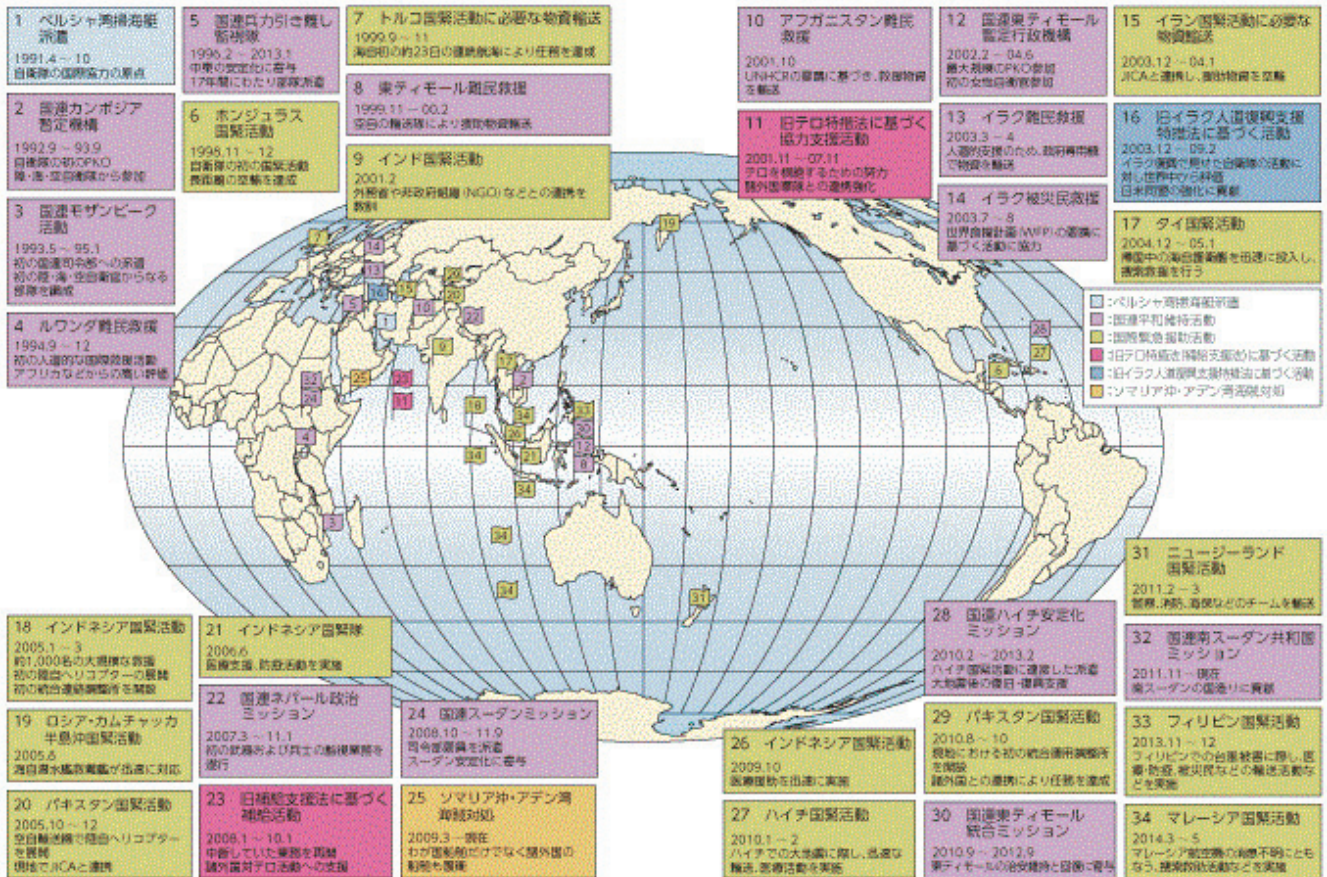


本来任務化に伴う自衛隊の任務に関する概念図



(注)従来「付随的な任務」と位置付けてきた国際平和協力活動、周辺事態への対応、在外邦人等の輸送、機雷掃海等を自衛隊の「本来任務」と位置付けた。

国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績



●テロ対策特措法による給油活動(インド洋)

●イラク人道復興支援に基づく給水活動



米海軍補給艦に洋上補給を行う海自補給艦「とわだ」

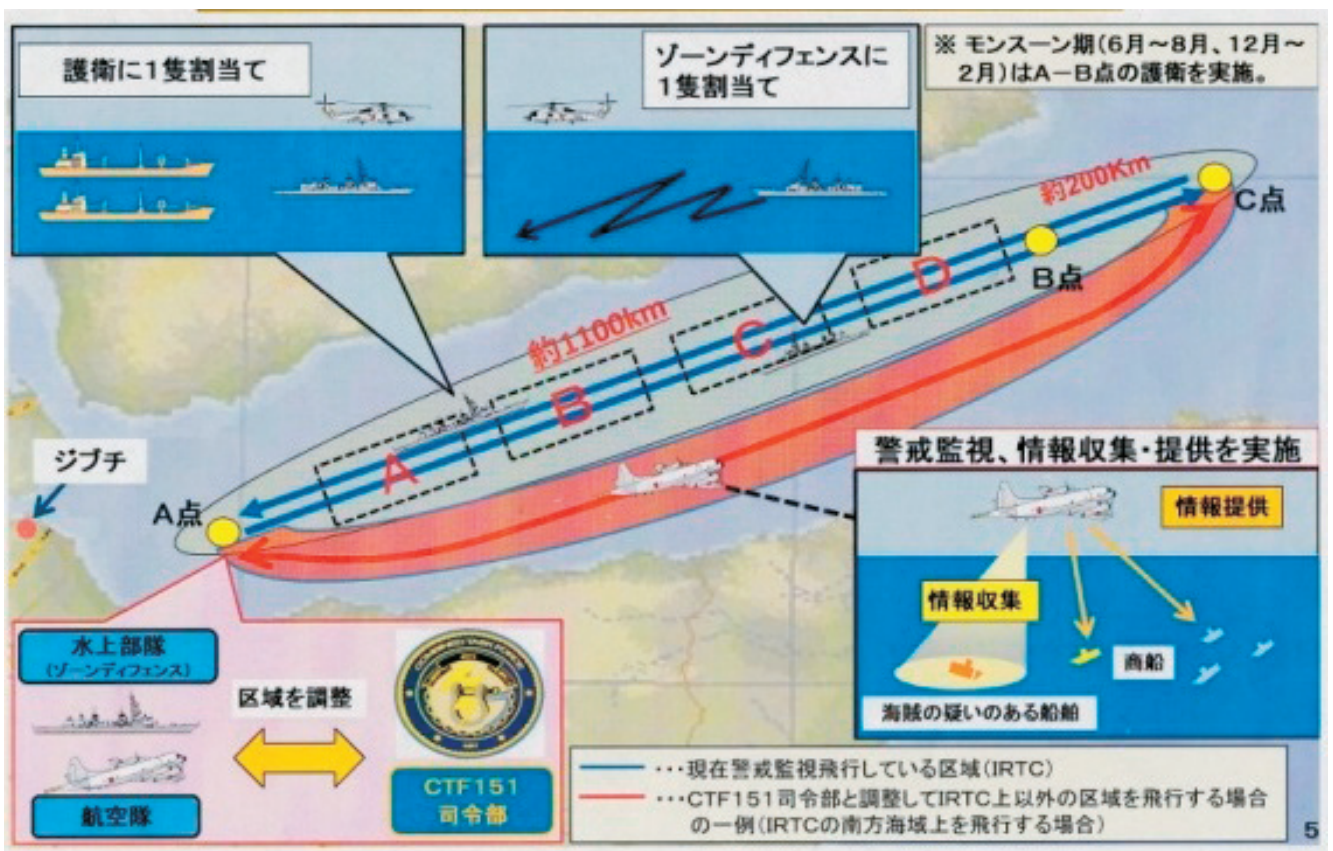


取水口の準備を行う隊員



給水を受けるサマーワ住民

●海賊対処法等による対処のための活動



ソマリア沖アデン湾における海賊対処行動

●PKO活動の一例(南スーダン)

●国際緊急援助活動の一例(ハイチ大地震)



側溝の整備を行う派遣隊員



幹線道路補修に従事する陸自隊員



ハイチ被災地の状況



現地の患者を診察する隊員

イ 有事法制等の整備

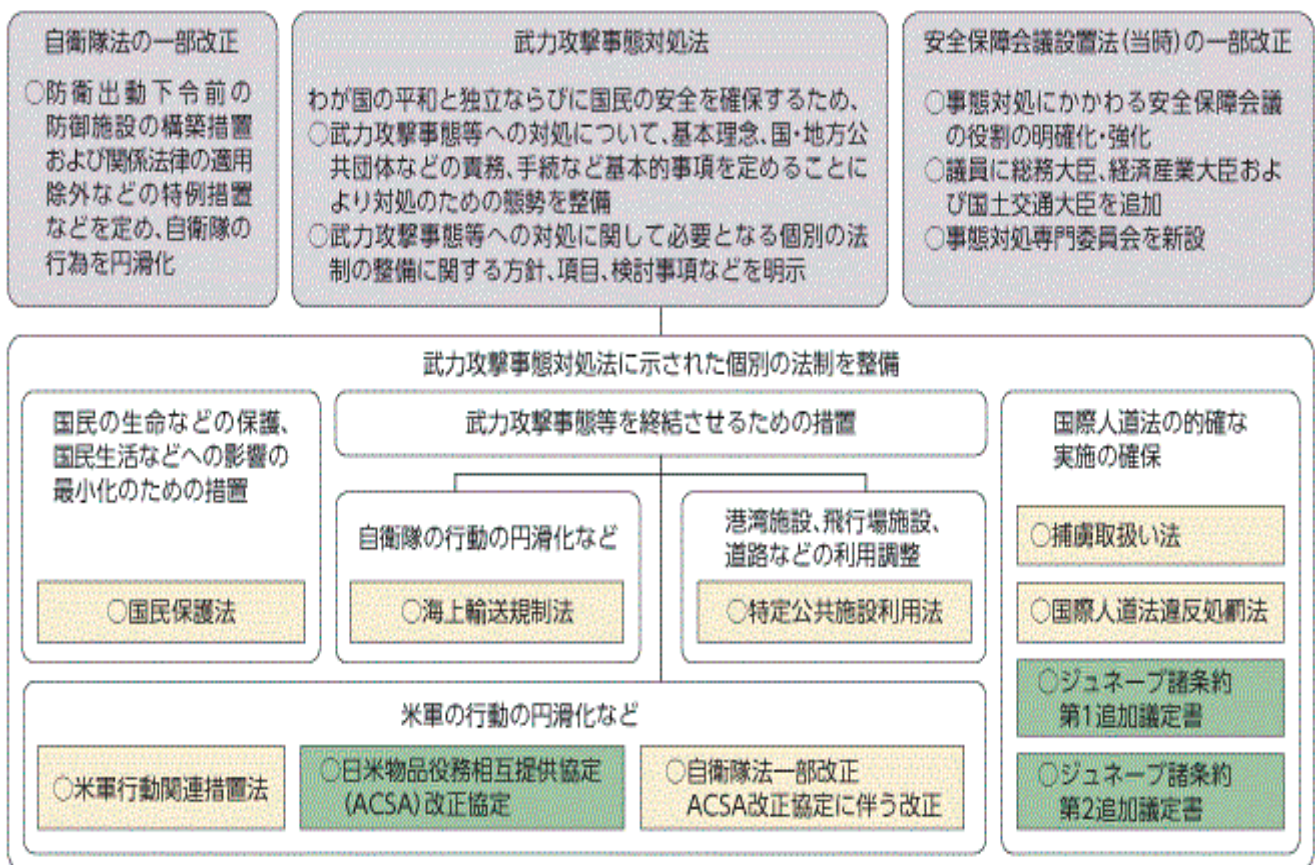
わが国に対する武力攻撃が発生した場合の自衛隊の任務遂行に必要な法制は自衛隊法等によりその骨幹は整備されていましたが、具体的実施のための手続き規定がない、更にと例えば、部隊の緊急展開にあたって緊急車両の先導が必要、公共の用に供されていない土地等を通行するための規定がない、陣地構築等にあたって物資の収用、土地の使用等を行おうとしても相手方が居所不明だと実施できない等々多くの課題がありました。

国や国民の平和と安定にとって最も重大な事態への対処について国として基本的な体制を整備すること、中でも関連する法制の整備を図ることは国家として当然のことといえます。

こうした観点から、このような事態に必要な法制としては、①自衛隊の行動に関わる法制、②米軍の行動にかかわる法制、③国民の生命・財産を保護するための法制が考えられますが、先ず、①について防衛庁（当時）は、昭和52年から内閣総理大臣の了承の下に研究を進めてきました。この研究はあくまで近い将来国会提出を予定した立法準備ではないとの前提で進められましたが、その後、小泉政権（当時）は、テロや武装不審船の問題が発生している現状を踏まえ、平成14年、「備えあれば憂いなし」、国民の安全を確保し、有事に強い国作りを進める必要があるとして、約25年にわたる研究の成果を踏まえ、有事法制について関連法案を国会に提出する旨表明しました。

そして、平成15年、武力攻撃事態法等3法案が成立、更に翌年、国民保護法等7法案3条約がそれぞれ成立、締結承認されました。

有事法制の全体像



■ 平成15年の通常国会で成立した法律(有事法制関連3法) ■ 平成16年の通常国会で成立した法律(有事法制関連7法)
 ■ 平成16年の通常国会で締結が承認された条約(関連3条約)

指定行政機関などが実施する措置

武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置
<ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動 ② 自衛隊の行動および米軍の行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設または役務の提供その他の措置 ③ ①および②のほか、外交上の措置その他の措置
国民の生命、身体および財産の保護または国民生活および国民経済への影響を最小とするための措置
<ul style="list-style-type: none"> ① 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の措置 ③ 生活関連物資などの価格安定、配分その他の措置

国、地方公共団体などの責務

主体	責 務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国を防衛し、国土ならびに国民の生命、身体および財産を保護する固有の使命を有する。 ・組織および機能のすべてをあげて、武力攻撃事態等に対処する。 ・国全体として万全の措置が講じられるようにする。
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ならびに住民の生命、身体および財産を保護する使命を有する。 ・国および他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、必要な措置を行う。
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・国および地方公共団体その他の機関と相互に協力し、その業務について必要な措置を行う。
国民	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関の対処措置に必要な協力をするよう努める。

その他、もとよりその時々々の安全保障環境の変化に応じ、周辺事態法が制定され、武装不審船事案や武装工作員等に対する対応策として、武器を携行した自衛隊部隊による情報収集活動、武装工作員・テロに対する治安出動規定の適用・武器使用権限の拡充、不審船停船のための武器使用権限の追加といった運用面の改善、強化が図られてきています。

3 防衛力の現状と防衛政策の変化

(1) 「国家安全保障戦略」の策定

平成25年、政府はわが国の安全保障環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、わが国の国益を長期的視点から見定め、そのための方策に政府全体として取り組んで行く必要があるとして、昭和32年に策定された「国防の基本方針」に代わるものとして、「国家安全保障戦略」を策定しました（平成25年12月 国家安全保障会議(注)、閣議決定）。

同「戦略」は外交、防衛政策を中心とした安全保障上の戦略的アプローチを示すと同時に、国家安全保障に関する基本方針として、海洋、宇宙、サイバー、政府開発援助（ODA）、エネルギー等国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものとなっています。

そして安全保障の基本理念として、今後わが国は、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要なプレイヤーとして国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場からわが国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく、これこそが、わが国が掲げるべき基本理念であるとしています。

また、安全保障上の戦略的アプローチとして、①安定した国際環境創出のための外交の強化、②わが国を守り抜く総合的な防衛体制の構築、③領域保全に対する取組、④海洋安全保障の確保、⑤サイバーセキュリティ、国際テロ対策の強化等々と併せ、⑥日米同盟の強化、⑦アジア太平洋地域内外のパートナー（韓国、オーストラリア、ASEAN諸国、インド等）との外交・安全保障協力の強化、⑧PKO等国際的努力への積極的寄与等々具体的に示しています。



日印首脳会談



日印共同訓練



日米豪共同訓練



日米タイ共同訓練

注目すべきは、これらに加え、「安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解の促進」を掲げ、防衛生産・技術基盤の維持強化等と並んで、わが国と郷土を愛する心を養うとともに、安全保障に関する啓発、現状への理解を広げる取り組みの推進等について明記していることです。更にまた、「知的基盤の強化」のため、高等教育機関における安全保障教育の拡充、それら機関やシンクタンク等との交流、知見の共有の促進等々にも触れています。このように、これまで防衛力そのものに焦点を当てていた「大綱」等には見られなかった国家安全保障戦略と呼ぶにふさわしい、国家全体として国防に取り組む枠組みと方向性を一段と明確に示したものとなっているところに大きな特徴があるといえます。

(注)国防に関する重要事項を審議する機関として内閣に設置されていた「国防会議」は、昭和61年同案件と併せ、重大緊急事態への対処も加えた「安全保障会議」に改編されましたが、その後、平成26年、更に国家安全保障に関する外交・防衛政策の司令塔として平素から機動的に機能するよう強化する必要があるとして、「国家安全保障会議」へと衣替えしました。同機関は、米国の国家安全保障会議（NSC）になぞらえ、日本版NSCと呼ばれることもあります。

(2) 「25防衛計画の大綱」(25大綱)、「25中期防衛力整備計画」(25中期)の策定

25大綱及び25中期については、過去の大綱等との比較について、読者の便に供するため、上記2(3)に表示したところですが、ここでは新大綱が目指している陸・海・空防衛力の姿をはじめ、防衛力の在り方等について基本的考え方について触れることとします。

新大綱等は「国家安全保障戦略」を踏まえ、総合的な防衛体制を構築し、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図ることとしております。そのため、国の平和と安全を守る中核として、「統合機動防衛力」を整備するとしています。

これは、平素から常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動(常続監視)や事態の推移に応じた対処体制の迅速な構築により、事態の深刻化を防止するとともに、各種事態が発生した場合には、必要な海上優勢、航空優勢を確保し、統合運用を重視して実効的に対処し、被害を最小限にするために必要な「質」と「量」を確保した防衛力を整備しようとするものといえます。

具体的には情報機能、警戒監視等の機能をはじめ、所要の部隊を機動的に展開・移動させるための統合輸送力、指揮通信能力、南西地域の防衛体制の強化、水陸両用作戦等各種作戦能力、弾道ミサイル対処能力の強化の他、宇宙空間の安定的な利用のための取り組み、サイバー空間における統合的な常続監視対処能力、大規模災害、国際平和協力活動等への対応力の強化を図ることとしています。

また、防衛力が最大限、効果的に機能するためには、これを下支えする防衛力の能力発揮のための基盤が不可欠であるとして関係機関や民間機関とも連携した訓練演習の充実・強化、駐

屯地・基地等の復旧能力を含む抗たん性の向上、事態に応じて民間空港・港湾を自衛隊が早期に使用し得るようになるための施策を推進するといった運用基盤の整備、防衛生産・技術基盤の整備、地域コミュニティとの連携の推進等々に取り組むとしています。

さらに、日米同盟の強化については後述しますが、同時に、新大綱は国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場からアジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の安全保障協力を強化するとともに、国際平和協力活動等をより積極的に実施していくとしています。

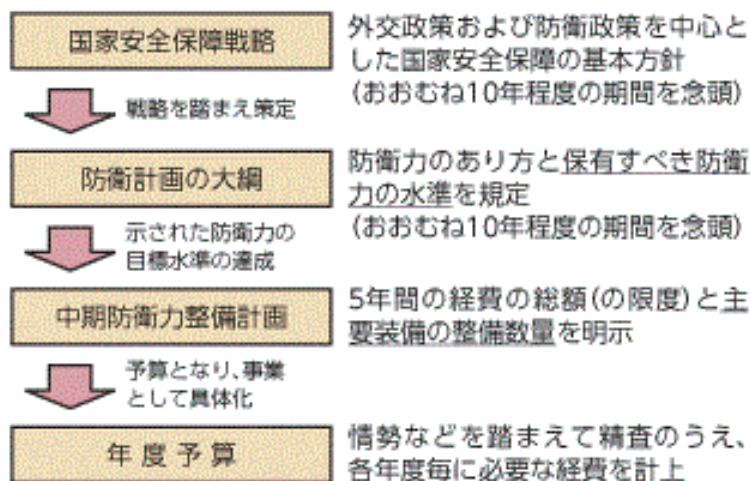
また、今日の国際社会においては一国のみで対応することが極めて困難な課題が増加していることから、同盟国や安全保障上の利益を共有する関係国等と平素からの協力を推進しつつ、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、大量破壊兵器等の拡散をはじめとするグローバルな課題に対応するための能力構築支援(注)、軍備管理・軍縮・不拡散等に関する各種取り組みを継続・強化することとしています。

(注)能力構築支援とは、平素から継続的に安全保障、防衛関連分野における人材育成、技術支援等を行い、支援対象国自身の能力を向上させ、地域のグローバルな安全保障環境を改善しようとする取り組み。

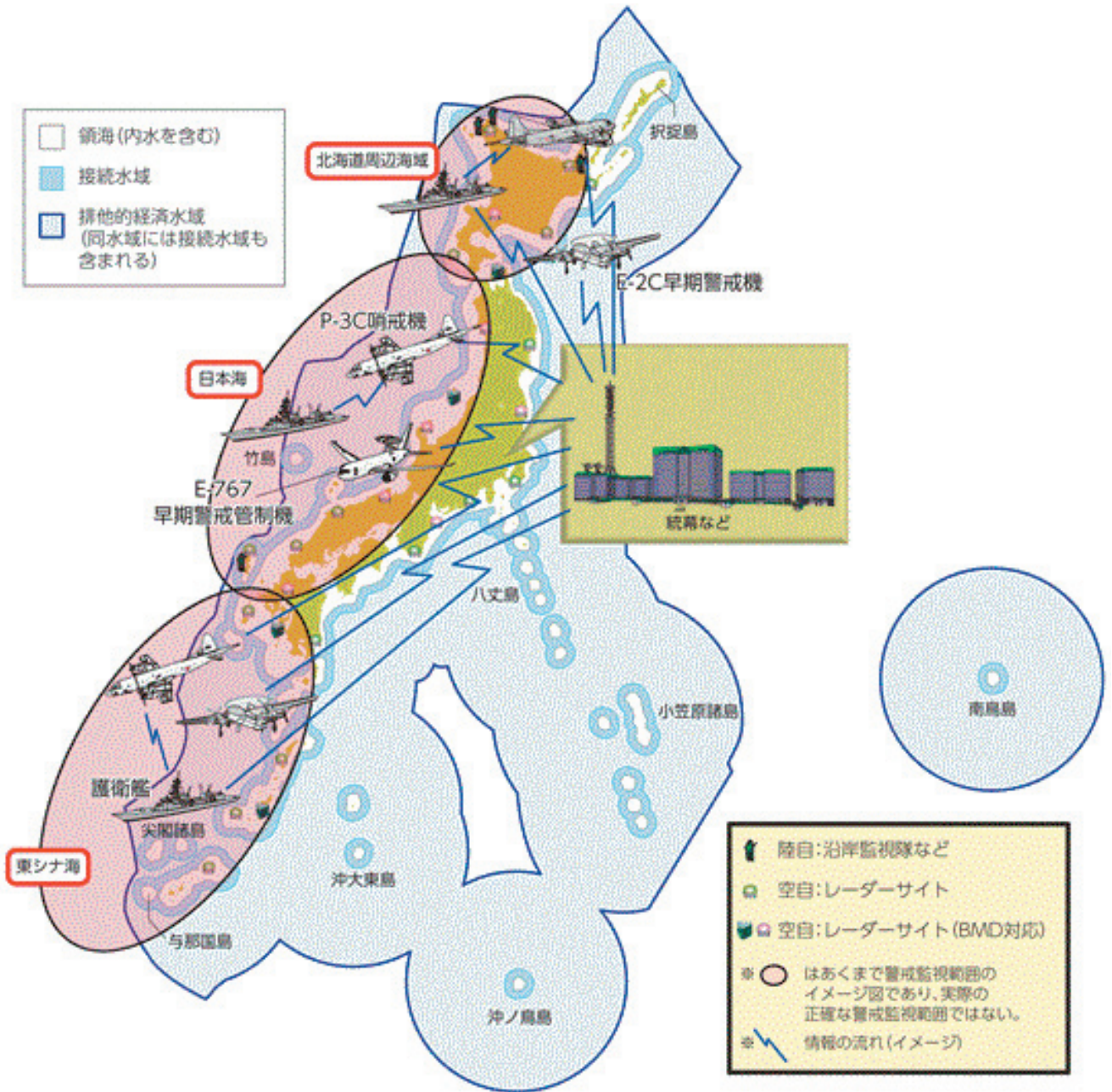


(左)モンゴルにおいて、計測器材の使用法について講義を行う陸自隊員(長期派遣事業)
 (中)ベトナムにおいて、潜水医学に関する講義を行う海自隊員(短期派遣事業)
 (右)招へい者(フィリピン空軍)に対し、投下物資の固縛要領について説明する空自隊員

「戦略」、「防衛計画の大綱」、「中期防」及び年度予算の関係



わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



レーダーの覆域

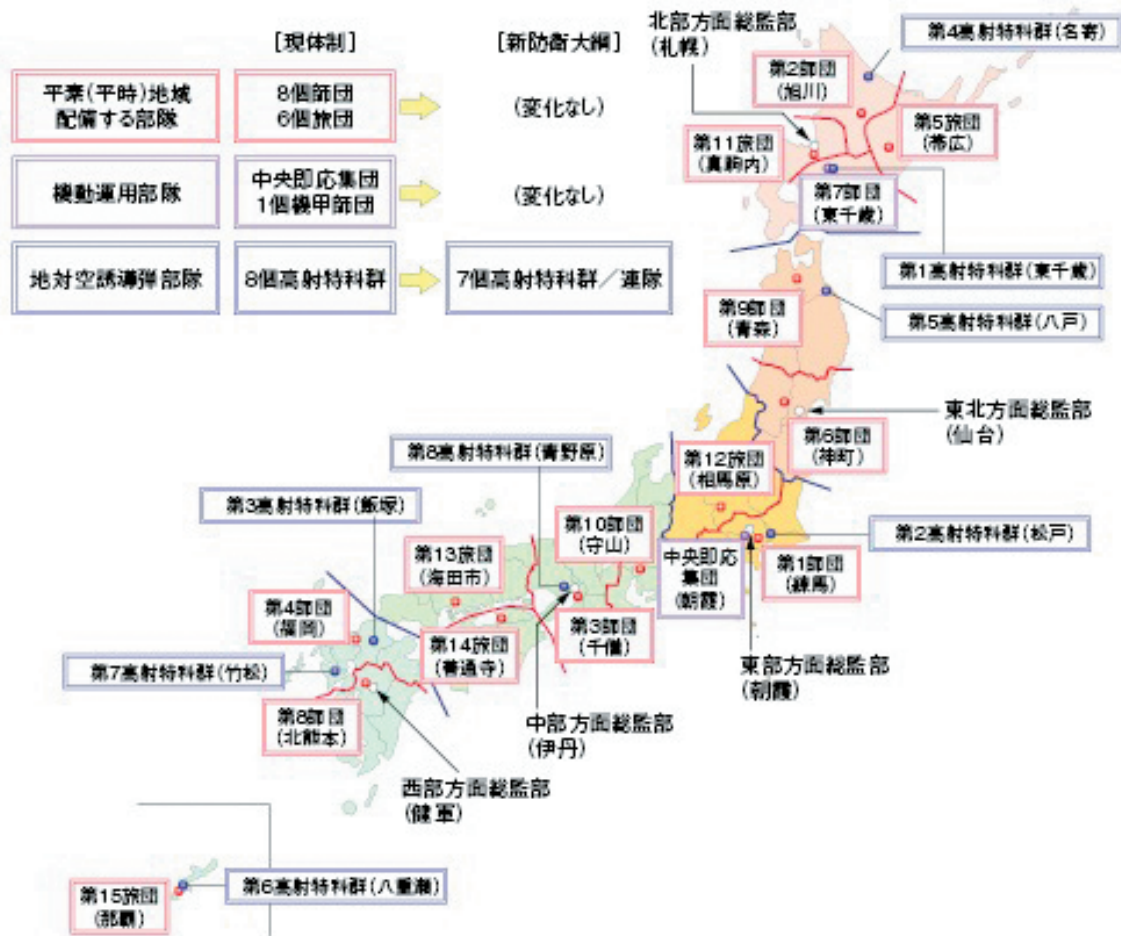


任務に従事する沿岸監視隊員 尖閣諸島周辺を警戒監視するP-3C



E-767早期警戒管制機

陸上自衛隊の基幹部隊の体制



南西地域への機動展開イメージ

【即応機動連隊のイメージ】

航空機主体
ヘリ主体

先遣部隊 (即応展開)

- 機動師団・旅団に各種事態に即応する「即応機動連隊」を新編
- 即応性・機動性を高める観点から航空機などでの輸送に適した機動戦闘車(MCV)を導入

【水陸両用作戦能力】

水陸両用車を装備するほか、水陸両用作戦などを支援するため新たにティルト・ローター機を導入

【水陸機動団(仮称)の新編】

水陸両用作戦を有効に実施し得るよう、専門的機能を備えた機動運用部隊を保持

奪回のイメージ

航空攻撃 (JDAM投下)
航空攻撃 (直撃ヘリ)
航空機による海上上陸
ティルト・ローター機による海上上陸 (イメージ)
水陸両用車による上陸 (イメージ)

【凡例】

- 機動運用部隊 (黄色)
- 地域配備部隊 (白色)

【南西地域における警備部隊】

与那国島に沿岸監視部隊を配備するほか、南西地域の島嶼部に平素から部隊を配備

警備部隊

沿岸監視部隊

与那国島

奄美群島

沖縄本島

15旅団

水陸両用車 (イメージ)

エアアクション艇 (LCAC)

ティルト・ローター機 (イメージ)

C-2輸送機

輸送艦

海上自衛隊の基幹部隊の体制



護衛艦部隊の体制

護衛艦 ※H25末隻数:47隻
 (22大綱:48隻(12個護衛隊)
 →25大綱:54隻(14個護衛隊))

- 新たな護衛艦(多任務対応・船体コンパクト化)の導入による増勢
 ⇒取り外し可能な装備の搭載により、機雷掃海や対潜戦に対応
- イージス・システム搭載護衛艦の2隻増勢による8隻体制の確立
- 汎用護衛艦(DD)の継続整備

新たな護衛艦

現状(25年度末) → 将来(おおむね10年後)

護衛艦 47隻	新たな護衛艦の導入	護衛艦 54隻
掃海艦艇 25隻		掃海艦艇 18隻

哨戒機部隊の体制

哨戒機

- P-1の継続整備による固定翼哨戒機(P-1/3C)の体制維持(65機)
- 哨戒ヘリコプター(SH-60K/J)の増勢(22大綱:72機→25大綱:80機)

潜水艦部隊の体制

潜水艦 ※H25末隻数:16隻
 (22大綱:22隻→25大綱:22隻)

- 建造および延命の組み合わせによる増勢の継続

新たな護衛艦の機能

無人航行体などによる機雷掃海

えい航式ソナーなどによる対潜戦

その他

その他主要事業

- 輸送艦の改修(水陸両用車やティルト・ローター機も運用)
- 水陸両用作戦等における指揮統制・大規模輸送・航空運用能力を兼ね備えた多機能艦艇の在り方についての検討
- 新たな護衛艦への対機雷戦機能付与
- 既存の艦艇(護衛艦等)および航空機(P-3C・SH-60J)の延命

航空自衛隊の基幹部隊の体制



(3) 平和安全法制の整備

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、安倍総理は、有識者で構成する「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」に対し、将来見通し得る安全保障環境の変化にも留意して、日米安全保障体制の最も効果的な運用を含めた安全保障の法的基盤について検討を指示、その検討結果の報告を受けると、直ちに与党における協議、政府における検討を進め、平成26年7月、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定しました。

この閣議決定は、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法を整備しなければならないとしています。

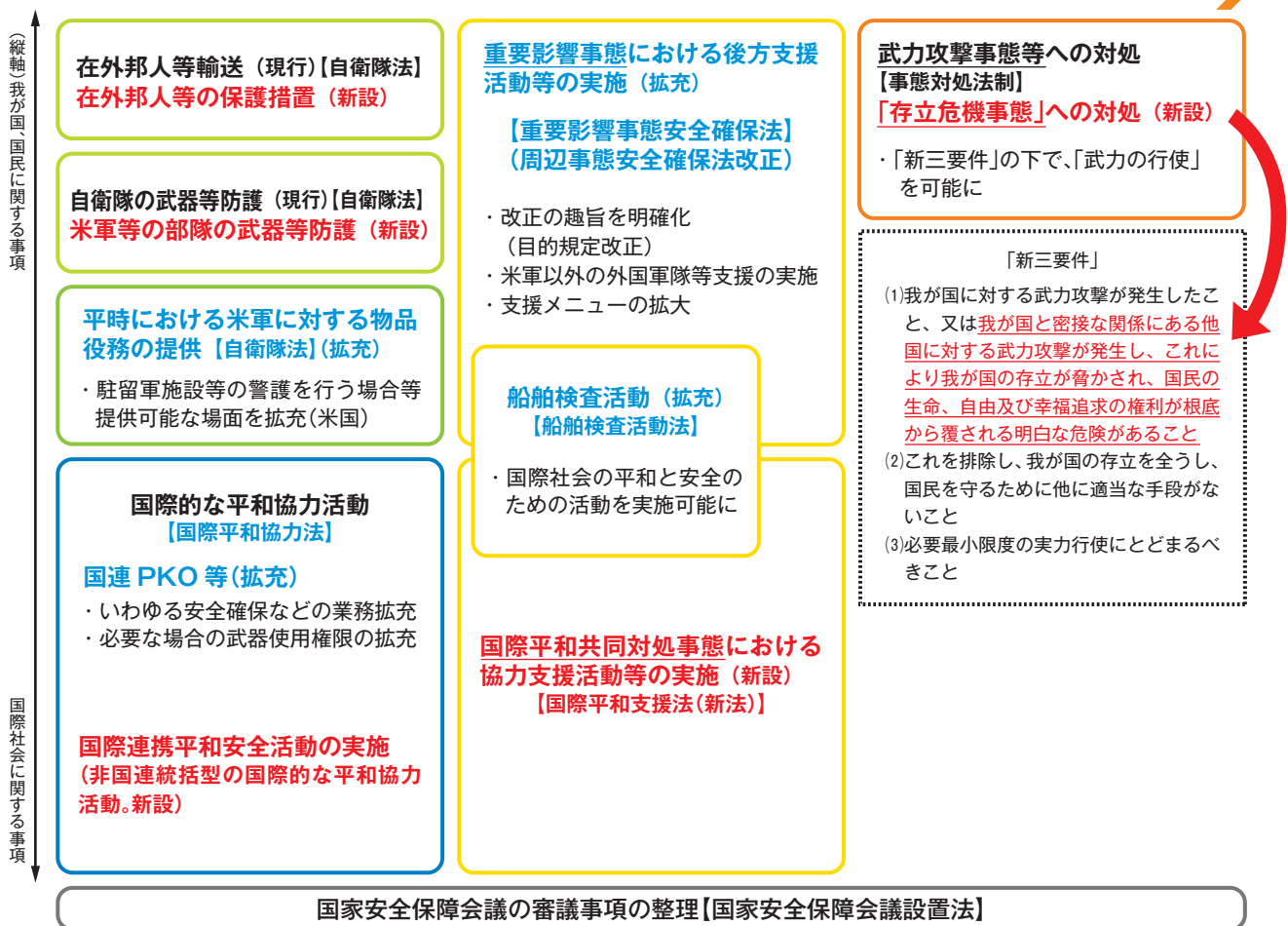
その上で、武力攻撃に至らない侵害への対処、国際社会の平和と安定への一層の貢献、憲法9条に係るこれまでの政府解釈を変更して集団的自衛権の限定的行使を許容した新たな安全保障法制の整備のための基本方針を示したものであり、歴史的な重要性を持つものといえます。

同閣議決定を受け、与党、政府内の更なる検討を経て、平成27年5月「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」の2法案が国会に提出され、同年9月成立、翌平成28年3月施行されました。

- 閣議決定の概要……………「参考資料1」を参照
- 平和安全法制の主要事項の概要……………「参考資料2」を参照

「平和安全法制」の主要事項の関係

(横軸)事態の状況・前提をイメージ



(注) 離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の場合の治安出動や海上における警備行動の発令手続の迅速化は閣議決定により対応(法整備なし。)

4 日米安全保障体制の充実・強化

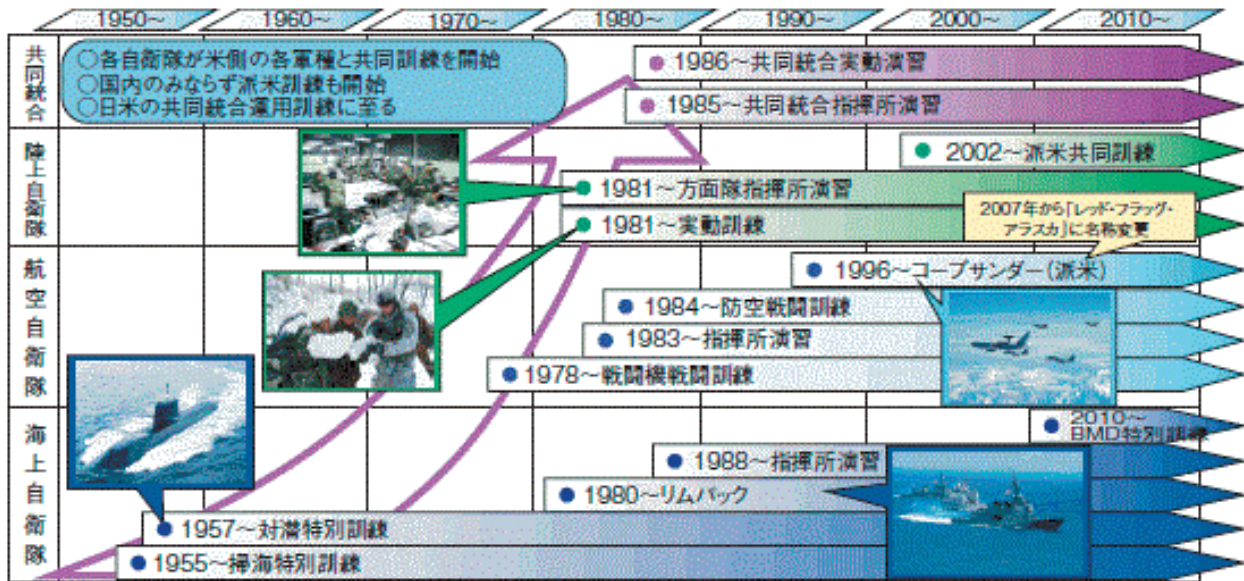
(1) 日米安全保障体制の意義

現在の国際社会において、国の平和、安全及び独立を確立するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から軍事力による示威、恫喝に至るまであらゆる事態に対応できる隙のない防衛体制を構築する必要があります。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にあり、ましてやわが国が独力でこのような体制を保持することは人口、国土、経済の観点からも容易ではありません。このためわが国は基本的価値観や世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、且つ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基調として、わが国の平和と安定を維持しております。

具体的には日米安全保障条約に基づき、米国に対してわが国の施設・区域を提供するとともに、わが国に武力攻撃があった場合、日米が共同して対処することとしているところです。

日米共同訓練の拡大



(注) 1 本資料では主要な共同訓練を例示
2 数字は実施年度



米海兵隊との実動訓練(防衛省HP)



並走する日米艦艇(同左)



共同訓練で編隊飛行中の空自機と米空軍機(同左)

1996(平成8)年、日米首脳は冷戦後の日米安全保障体制の意義、役割等について、それまでの両国政府間の一連の協議を踏まえ、「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—」を発表しました。同宣言において、両首脳はアジア太平洋地域においても不安定性と不確実性が依然として存在しているとの認識を示すとともに、日米安全保障体制が同地域の安定的な繁栄のための基盤であり続けることを再認識しました。

同時に、日本防衛のための最も効果的な枠組みは、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせによる防衛協力であり、米国の抑止力は引き続き日本の安全保障のよりどころである旨表明しております。



日米首脳会談後、クリントン米大統領とともに共同記者会見に臨む橋本総理大臣(平成8年4月)

(2) 「日米防衛協力のための指針」とその実効性を確保するための施策

ア 78指針の策定

わが国に対して武力攻撃等があった場合、上述の通り、日米が共同して対処することとなりますが、その際、両国が迅速に対処し得るためには、あらかじめ両者の役割をについて協議決定しておくことが必要であります。この両者の役割に関する枠組みが「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン) とその実効性を確保するための諸施策です。

1970年代半ばに至るまで日米間のこうした防衛協力の具体的内容等は定められておりませんでした。しかし、1976(昭和51)年、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊と米軍の間で整合性のとれた作戦行動を効果的に実施し得るようになるための措置を含む日米防衛協力の諸問題について、研究協議する場が両国間に設けられたことから、その研究協議の成果として、初めて1978(昭和53)年「日米防衛協力のための指針」が取りまとめられました。

この78指針は、冷戦当時の情勢を背景に日本に対する武力攻撃への対応を中心に策定され、①侵略を未然に防止するための態勢、②日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等、③日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力について、それぞれの役割や協力の在り方を示しております。この指針に基づき、その後、共同作戦計画の研究、調整機関の在り方等々の研究が進められることとなりました。

もっとも、この「日米防衛協力のための指針」は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上の措置を義務付けるものではないとの前提で策定されていますが、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、両政府がそれぞれの判断に従い、各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映されることが期待されていることは言うまでもありません。

イ 97指針の策定



指針を了承した「2プラス2」記者発表

その後、約20年を経た1997(平成9)年に、冷戦終結等の安全保障環境の変化を踏まえ、周辺事態への対応と協力を拡大させるなどした97指針が策定されました。同指針は、①平素から行う協力、②日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等、③日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)における協力を区別して規定するとともに、適時適切な見直しを行うことも明記されました。

また、同指針に基づき、日米共同の取り組みとして、共同作戦計画、周辺事態に際しての相互協力計画とともに、共通の基準、実施要領の確立等々の検討が自衛隊及び米軍のみならず、両国政府の関係機関も関与して進められることとなりました。

一方、指針の実効性を確保するため、周辺事態における日米協力の観点から1999(平成11)

年、「周辺事態安全確保法」、翌年「船舶検査活動法」等の法整備が行われました。また、武力攻撃事態等における日米協力の観点から前述した有事法制の一環として2004(平成16)年、米軍の行動の円滑化のための措置が講じられたところです。

ウ 15指針の策定



日米「2+2」閣僚会合(外務省HP)



日米「2+2」会合(同左)

97指針が策定されて以降17年以上が経過し、わが国を取り巻く安全保障環境は、周辺国の軍事活動等の活性化、国際テロ組織等の新たな脅威の発生、海洋、宇宙、サイバー空間といった国際公共財の安定的利用に対するリスクの顕在化等様々な不安定要因が顕在化するとともに、先鋭化、深刻化してきております。更には、国際社会の中での自衛隊の活動もグローバルな規模に拡大してきております。このような安全保障環境の変化を背景として、日米間で見直し作業が進められ、2015(平成27)年4月、新指針が策定されました。

新指針の概要

区 分	概 要	
I. 防衛協力と指針の目的(略)		
II. 基本的な前提および考え方(略)		
III. 強化された同盟内の調整	A. 同盟調整メカニズム B. 強化された運用面の調整 C. 共同計画の策定	
IV. 日本の平和および安全の切れ目のない確保	A. 平時からの協力措置	(1)情報収集、警戒監視および偵察(2)防空およびミサイル防衛(3)海洋安全保障(4)アセット(装備品等)の防護(5)訓練・演習(6)後方支援(7)施設の使用
	B. 日本の平和および安全に対して発生する脅威への対処	(1)非戦闘員を退避させるための活動(2)海洋安全保障(3)避難民への対応のための措置(4)捜索・救難(5)施設・区域の警護(6)後方支援(7)施設の使用
	C. 日本に対する武力攻撃への対処行動(空域防衛・誘導ミサイル対処・海域防衛・陸上攻撃対処等の作戦、作戦支援活動等)	
	D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動	(1)アセットの防護(2)捜索・救難(3)海上作戦(4)弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦(5)後方支援
	E. 日本における大規模災害への対処における協力	
V. 地域のおよびグローバルな平和と安全のための協力	A. 国際的な活動における協力	(1)平和維持活動(2)国際的な人道支援・災害救援(3)海洋安全保障(4)パートナーの能力構築支援(5)非戦闘員を退避させるための活動(6)情報収集、警戒監視および偵察(7)訓練・演習(8)後方支援
	B. 三か国および多国間協力	
VI. 宇宙およびサイバー空間に関する協力		
VII. 日米共同の取組	A. 防衛装備・技術協力 B. 情報協力・情報保全 C. 教育・研究交流	
VIII. 見直しのための手順(略)		

新指針は、わが国の平和と安全の確保を指針の中核的役割として維持し、そのための協力を充実、強化することを一つの狙いとしております。このため、安全保障法の整備との整合性を確保しつつ、自衛隊の能力向上と弾道ミサイル攻撃への対処、大規模災害対処等運用面での協力の進展も踏まえ、平時から緊急事態まで切れ目のない形で日米協力の実現と米国の強いコミットメントを改めて明らかにしています。また、アジア太平洋地域及びグローバルな地域の平和と安全のための日米協力の在り方、第三国との連携、更に、宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域における協力も盛り込んでいます。

そして、新指針の下での実効性を確保するため、共同計画の策定、防衛力の基盤となる装備・技術協力、情報協力、教育・研究交流等の分野の発展・強化、更には見直しの手順等が明記されています。



発射されるSM-3



発射されるペトリオットPAC-3ミサイル



MV-22オスプレイによる傷病者後送訓練中の陸自隊員と米軍人

5 今後の防衛力の方向

流動化する国際情勢の中で先々、見通し得る期間は概ね10年といわれます。こうしたことから「戦略」や「大綱」も概ね10年という期間を前提に策定されているといえますが、その中でわが国防衛力の方向を見ると、前述したところからも明らかなように、先ずは「統合機動防衛力」の構築といえます。そしてその際、きわめて重要なことは「戦略」の「安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解の促進」に示された、わが国と郷土を愛する心を養う等の社会的基盤の強化、「大綱」等に示された「防衛力の能力発揮のための基盤」の確保とその深化を図ることにあるといえます。

防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには単に主要な編成、装備などを整備するだけでは十分でなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤もあわせて強化することが必要であることは言うまでもありません。

新大綱等においては、「防衛力の能力発揮のための基盤」として、①訓練・演習にあたっては関係機関や民間部門とも連携し、より実践的な訓練・演習を体系的かつ計画的に実施すること、②運用基盤の整備として民間空港・港湾について自衛隊による速やかな使用を可能とするための施策の推進、③自衛隊が開発した装備品の民間転用の推進、④研究開発の推進に当たって、先端技術等の流失を防ぐための技術監理機能を強化しつつ、大学、研究機関との連携の充実などによりデュアルユース技術の積極的な活用に努める、⑤各種事態において自衛隊が的確に対処するため、地方公共団体、警察、消防機関などの関係機関との連携を一層強化する、⑥その他、知的基盤の強化、宇宙空間及びサイバー空間における民間部門との協力、輸送艦や民間輸送力の積極的な活用等々が謳われております。

これらは前述のとおり、安全保障において国家全体として国防に取り組む枠組みと方向性を明確にしたものであり、今後こうした施策が推進されていくこととなりますが、この施策の強力な推進なくして、限られた資源の下で、自らの国を守り抜く確固とした総合的な防衛体制を構築することは、先ずできないといえます。

ちなみに、防衛省は昨年度から、「民間海上輸送力活用に係るPFI事業(注)」(27年度予算に約250億円計上、11年間)を進めています。こうした取り組みを今後幅広い分野で進め、問題点を洗い出し、改善策の追及を行い、より実働的な民間との連携体制を構築しておくことが必要といえます。

(注)PFIとは、民間事業者の資金、知見等を活用して国が直接ではなく民間に公共サービス(この場合、輸送サービス)を委ねる手法をいう。国は民間から運行等のサービスを受け、その対価を支払うという仕組み。



自衛隊統合防災演習(陸自HP)



海自(手前)と海上保安庁(奥)の共同訓練

また、日米関係については、日米防衛協力の新指針とその実効性確保のための施策にのっとり、引き続き共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視活動、弾道ミサイル防衛、計画検討作業等の各種運用協力や政策調整、平和維持、テロ対策等の分野、海洋・宇宙・サイバー分野における協力等幅広い分野での協力関係の強化・拡大が進められることとなります。

更に、より安定した安全保障環境構築のための二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練、安全保障対話等が近年多層的に実施され、質的にも進化し、量的に拡大してきていますが、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場からこの傾向はますます継続、強化されることになるといえます。



(左)コブラ・ゴールド15における在外邦人等輸送訓練の様子



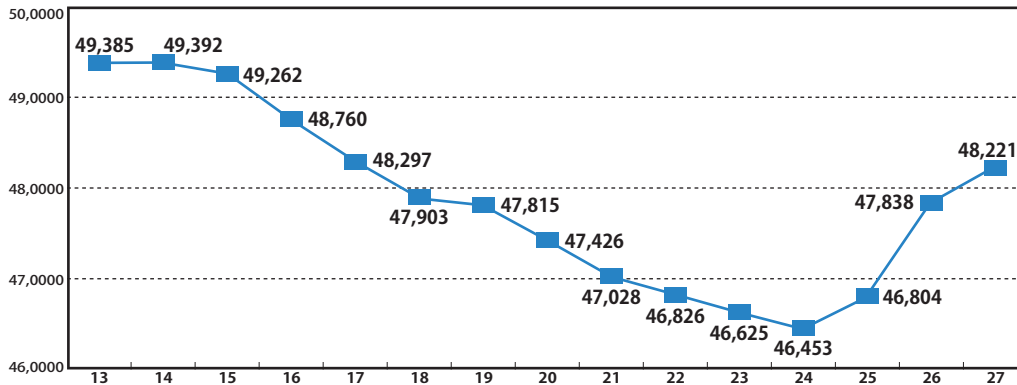
(中)日英外務・防衛閣僚会合(ロンドン)における4大臣



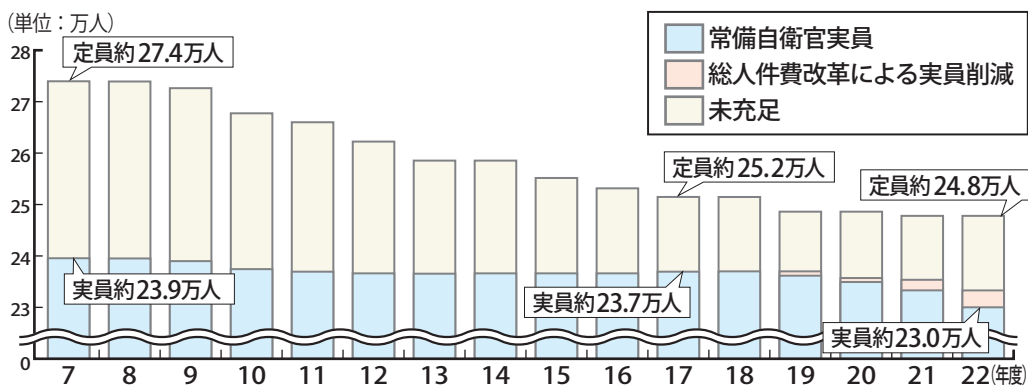
(右)陸自が主催したアジア太平洋地域多国間協力プログラム(MCAP)の様子

今後、こうした自衛隊の任務と活動の拡大がますます予想される中、懸念されるのは、これを実効あらしめるための防衛関係費の規模と、募集対象人口の減少という厳しい環境下にあるとはいえ、自衛官の定員・人員充足状況にあります。今後、これらが適切に確保されていくことが極めて重要かつ不可欠な要素であることは言うまでもありません。

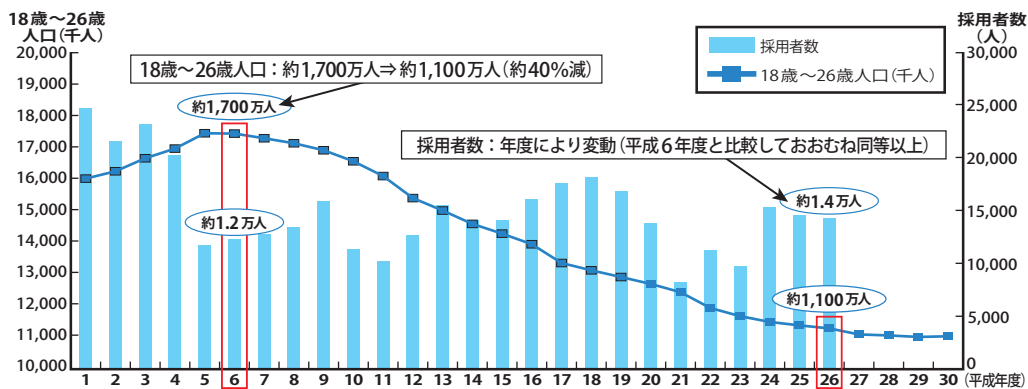
過去15年間の防衛関係費の推移



自衛官の人員（実員）充足の現状



募集対象人口の推移



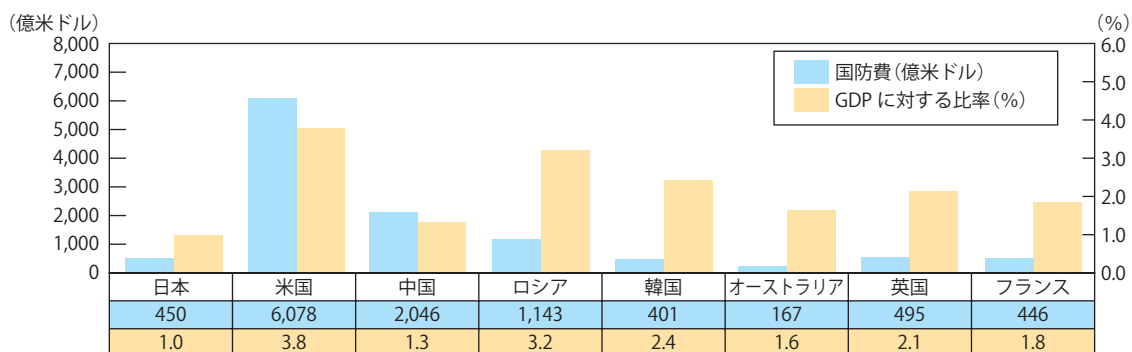
参考 「主要国及び周辺国の国防費」

各国の国防費は、それぞれの社会経済体制や予算制度の違いがあり、一義的には把握できません。また、国際的に統一された定義もなく、公表されている国防費の内訳が明らかでない国もあります。

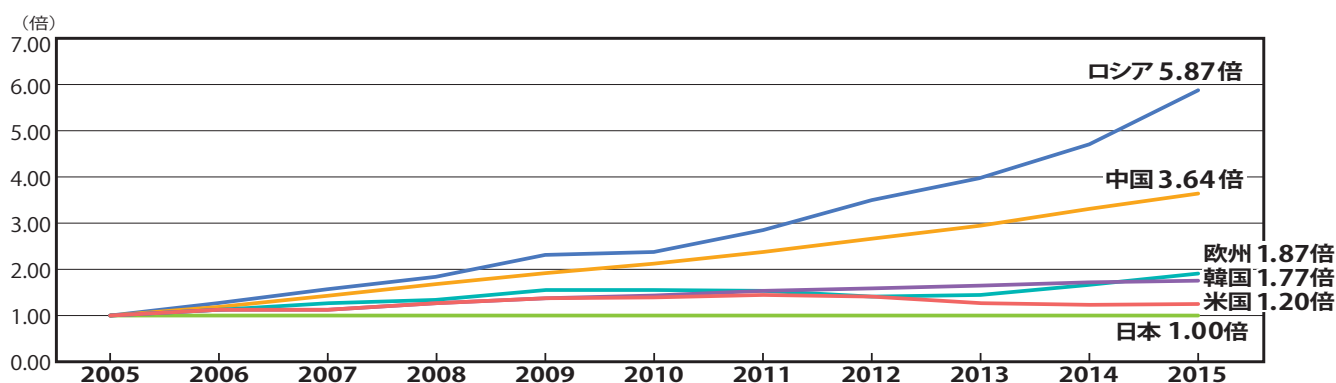
さらに、各国の国防費の比較にあたっては、それぞれの通貨単位を外国為替相場のレートによりドルに換算する方法もありますが、この方法で換算した国防費は、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものとはなりません。したがって、わが国の防衛関係費と各国が公表している国防費を、経済協力開発機構(OECD)が公表している購買力平価(注)を用いて、あえてドルに換算すれば、次のとおりです。

(注)各国でどれだけの財やサービスを購入できるかを各国の物価水準を考慮して評価したもの。

主要国の国防費（2013年度）



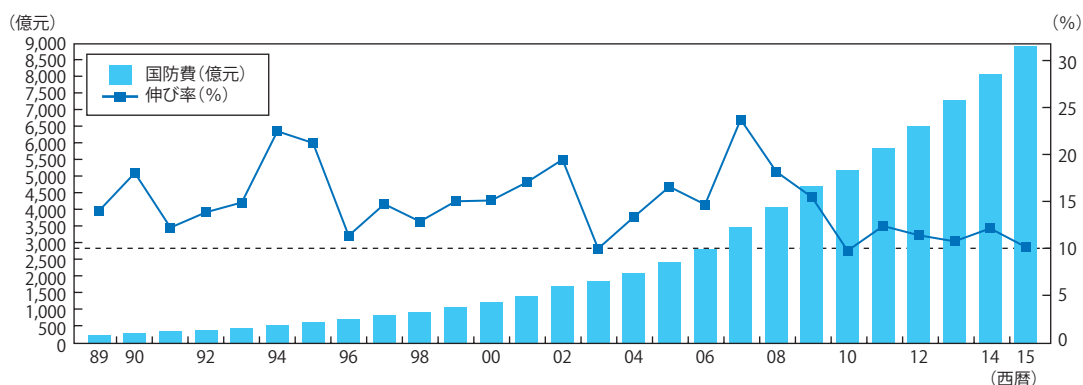
最近10年間における周辺国の国防費の変化



中国は、2015年度の国防予算を約8,869億元と発表しましたが、これには昨年度まで含まれていた地方移転支出などが含まれておらず、これらの額を加えると約8,896億元となります。これを昨年度の当初予算額と比較すると、約10.1% (約814億元) の伸びとなります。中国の公表国防費は、引き続き速いペースで増加しており、1989年度から現在まで毎年ほぼ一貫して二桁の伸び率を記録しています。公表国防費の名目上の規模は、1988年度から27年間で約41倍、2005年度から10年間で約3.6倍となっています。

中国は、国防建設を経済建設と並ぶ重要課題と位置づけており、経済の発展にあわせて、国防力の向上のための資源投入を継続しているものと考えられます。また、中国が国防費として公表している額は、中国が実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎないとみられていることに留意する必要があります。たとえば、装備購入費や研究開発費などはすべてが公表国防費に含まれているわけではないとみられています。

中国の公表国防費の推移



おわりに

わが国の防衛政策はこれまで、外部からの侵略に対しては、わが国の平和と安全の確保のため、日本国憲法の下、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力の整備に努めるとともに、日米安保体制を基調としてこれに対処することとしてきました。

近年、わが国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、このような情勢の変化に対応するため“国際協調主義に基づく積極的平和主義”を国家安全保障の基本理念とする「国家安全保障戦略」が制定され、「限定的集団的自衛権行使」の容認、「日米防衛協力のための指針」の改定がなされ、これらの実効性を確保するための平和安全法制が成立しました。

しかしながら、平和安全法制の国会論戦や各種の世論調査を振り返ってみると、野党は同法制を戦争法案とか徴兵制につながるとのレッテル貼りをを行い、憲法学者の多くが同法制は憲法違反との見解を示し、マスメディアでも多くが同法制を否定的に報じています。これらは、GHQ占領政策等による精神的武装解除の影響が現在までも強く残っていることを示しているともいえます。

安倍政権は、教育基本法の改正で教育目標に「伝統と文化を尊重」と「わが国と郷土を愛する心」を掲げ、誇りが持てる日本人としての精神の復活への道筋をつけ、価値観外交を展開し日本の国際的立場を高揚させ、平和安全法制の整備等々の努力を続けています。

このような中、この小冊子がわが国を取り巻く安全保障環境の現実と同環境下で進められているわが国の防衛政策、防衛力の現状と今後の方向について正しく理解するための一助になれば幸いです。

参考資料1 「国の存立を全うし、国を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」
(平成26年7月閣議決定)の概要

1. 武力攻撃に至らない侵害への対処	法制整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、対応能力を向上させ連携を強化するなど、各般の分野における必要な取組を一層強化する。近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合における、治安出動や海上における警備行動の早期の下令や手続の迅速化の方策について検討する。 ○ 自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動(共同訓練を含む。)に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請または同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様のきわめて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> → 治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化 → 自衛隊法の改正(米軍等の部隊の武器等の防護)
2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献	
<p>ア いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などのわが国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、わが国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進める。 ○ わが国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。 ○ 仮に、状況変化により、わが国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止または中断する。 <p>イ 国際的な平和協力活動にともなう武器使用</p> <p>国際連合平和維持活動などの「武力の行使」ともなわない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」にともなう武器使用および「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」ともなわない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」(※2)が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。 ○ 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、邦人救出などの「武力の行使」ともなわない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ(権力が維持されている)範囲で活動することは当然であり、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していない。 ○ 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> → 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)、船舶検査活動法の改正、国際平和支援法案 → 国際平和協法力の改正、自衛隊法の改正(在外邦人等の保護措置)
3. 憲法第9条の下で許容される自衛の措置	
<ul style="list-style-type: none"> ○ わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される。 ○ 上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。 ○ わが国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> → 事態対処法制の改正、自衛隊法の改正(防衛出動に関する規定の整備)

※1 憲法第9条との関係で、わが国による支援活動について、他国の「武力の行使と一体化」することにより、わが国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

※2 いわゆる「駆け付け警護」にともなう武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家または国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがある。

参考資料2 「平和安全法制」の主要事項の概要

○平和安全法制整備法(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律)	
1	<p>自衛隊法</p> <p>1)在外邦人等の保護措置:外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置を自衛隊の部隊等が実施できるようにする。</p> <p>2)米軍等の部隊の武器等の防護:自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等であれば、当該武器等を防護するための武器の使用を自衛官が行うことができるようにする。</p> <p>3)平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大:米軍に対する物品又は役務の提供に関しては、自衛隊の部隊等と共に現場に所在して同種の活動を行う米軍を対象に追加</p> <p>4)国外犯処罰規定:以下に係る罰則(略)について国外犯処罰規定を整備する。</p>
2	<p>国際平和協力法(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律)</p> <p>1)国連平和維持活動の業務の拡大:停戦監視、被災民救援等に加え、いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護、司令部業務等を追加、統治組織の設立・再建援助の拡充</p> <p>2)武器使用権限の見直し:いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護の実施に当たっては、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める。</p> <p>3)国際連携平和安全活動の新設:国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施</p>
3	<p>重要影響事態安全確保法(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律)</p> <p>1)目的:重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>2)支援対象:重要影響事態に対処する以下の軍隊等</p> <p>①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍</p> <p>②その他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊</p> <p>③その他これに類する組織</p> <p>3)対応措置:</p> <p>①後方支援活動:補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務(※)武器の提供は含まない。弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備は実施可能に。 ②搜索救助活動 ③船舶検査活動(船舶検査活動法に規定するもの) ④その他の重要影響事態に対応するための必要な措置</p> <p>4)一体化の回避:</p> <p>○「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない</p> <p>○自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、又はそれが予測される場合には一時休止等を行う。</p> <p>○防衛大臣は実施区域を設定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等は、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</p>

4	<p>船舶検査活動法(重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律)</p> <p>1)我が国の平和と安全:「周辺事態安全確保法」の見直しに伴う改正(重要影響事態安全確保法の目的に対応)</p> <p>2)国際社会の平和と安全:国際平和共同対処事態における活動の実施(国際平和支援法の目的に対応)</p>
5	<p>事態対処法(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)</p> <p>1)事態対処法の改正:我が国の平和と独立、国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続など基本的事項を定めることにより、対処のための態勢を整備。</p> <p>2)自衛隊法の改正(存立危機事態関連):「新三要件」で新たに可能となる「武力の行使」は「我が国を防衛するため」のやむを得ない「自衛の措置」であり、「存立危機事態」への自衛隊の対処は、自衛隊法第76条(防衛出動)と第88条(武力行使)によるものとし、第3条(自衛隊の任務)において主たる任務に位置付ける。</p> <p>3)関連法制の改正(6,7,8,9参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●米軍等行動関連措置法 ●特定公共施設利用法 ●海上輸送規制法 ●捕虜取扱い法 ●国民保護法(必要な体制を整備済) ●国際人道法違反処罰法(存立危機事態での適用はあるが、改正は不要)
6	<p>米軍等行動関連措置法(武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律)</p> <p>武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための支援措置について規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊に対する支援に関する規定を追加 ・存立危機事態における外国軍隊に対する支援に関する規定を追加
7	<p>特定公共施設利用法(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律)</p> <p>武力攻撃事態等における地方自治体等の国民保護措置と自衛隊・米軍の侵害排除のための特定公共施設等の利用を調整(地方自治体等が管理する港湾、飛行場など)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を利用調整の対象に追加
8	<p>海上輸送規制法(武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律)</p> <p>武力攻撃事態に際して、我が国に対して武力攻撃を行っている外国の軍隊等へ向けた武器、弾薬、兵員等(外国軍用品等)の海上輸送を規制するため、海上自衛隊が実施する停船検査、回航措置の手続等を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存立危機事態においても適用するための規定を追加 ・実施海域を、我が国領海、外国の領海(同意がある場合に限る)又は公海とする
9	<p>捕虜取扱い法(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律)</p> <p>武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに必要な事項を定め、捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存立危機事態においても適用するための規定を追加

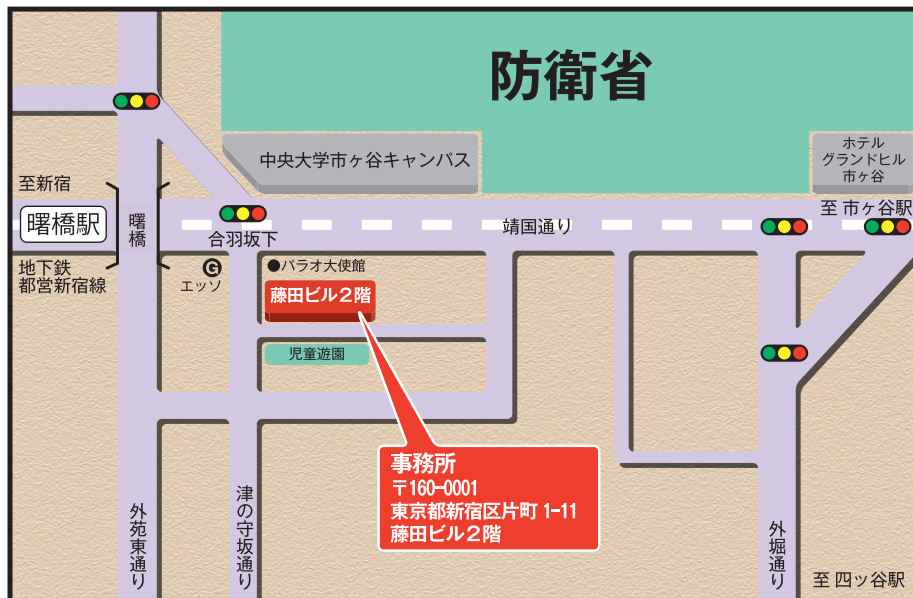
10	<p>国家安全保障会議設置法</p> <p>1) 審議事項として、新たに以下のものを定める。</p> <p>● 存立危機事態への対処 ● 重要影響事態への対処 ● 国際平和共同対処事態への対処</p> <p>2) 以下に関するものは、必ず審議しなければならない事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際平和協力業務であっていわゆる安全確保業務の実施に係る実施計画の決定及び変更 ・ 国際平和協力業務であっていわゆる駆け付け警護の実施に係る実施計画の決定及び変更 ・ 国際連合平和維持活動に参加する各国の部隊により実施される業務の統括業務に従事するための自衛官(司令官等)の国際連合への派遣 ・ 在外邦人の警護・救出等の保護措置の実施
附則	<p>附則により技術的な改正を行う法律の一覧</p> <p>① 道路交通法 ② 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律 ③ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ④ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律 ⑤ 原子力規制委員会設置法 ⑥ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ⑦ サイバーセキュリティ基本法 ⑧ 防衛省設置法 ⑨ 内閣府設置法 ⑩ 復興庁設置法</p>
<p>○ 国際平和支援法 (国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律)</p>	
<p>(国際平和共同対処事態)</p> <p>① 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、② その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、③ 我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの</p> <p>(要件) 以下の国連決議(総会又は安保理)があること</p> <p>① 支援対象となる外国が国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議</p> <p>② ①のほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議</p> <p>(対応措置)</p> <p>① 協力支援活動: 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供(※) 武器の提供は含まない。</p> <p>② 捜索救助活動 ③ 船舶検査活動(船舶検査活動法に規定するもの)</p> <p>(「一体化」の回避)</p> <p>○ 「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない。</p> <p>○ 自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、それが予測される場合等には、一時休止等を行う。</p> <p>○ 防衛大臣は実施区域を設定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</p> <p>(国会承認)</p> <p>○ 国会承認について例外なき事前承認 ○ 7日以内の各議院の議決の努力義務</p> <p>○ 対応措置の開始から2年を超える場合には再承認が必要(国会閉会中又は衆議院解散時は事後承認を許容。)</p>	



全国防衛協会連合会

All Japan Defense Association

〒160-0001 東京都新宿区片町1-11 藤田ビル2階
電話：03-5919-8960 FAX：03-5919-8961
メールアドレス：jim@ajda.jp ホームページ：http://www.ajda.jp



●都営新宿線「曙橋駅」より徒歩3分

●JR線・丸の内線・南北線「四ッ谷駅」より徒歩10分

●JR線・有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」より徒歩15分